

平成24年度第4回 市民参加制度審査会 会議録

平成25年3月12日（月）

9時00分 ～ 12時15分

市役所 5階 第6会議室

出席者 山岸秀雄会長 秋谷勝三副会長 出石 稔委員 片山里奈委員
今井佑一委員

事務局 市民協働部 森本担当部長 市民協働課 福本課長 須田副主幹 志和主事

【福本課長】 おはようございます。時間になりましたので、市民参加制度審査会を始めさせていただきますと思います。

本日お手元の次第にございますように、議題が3つございます。今回は大きなところは、今後の計画の審査ということで予定してございます。案件が多くて時間が十分にとれません。御了解いただくとともに、議事進行に御協力のほどお願いをしたいと思います。

では会長、よろしく申し上げます。

【山岸会長】 おはようございます。きょうは委員の方皆さんおそろいなので、この会議は成立しています。早速始めたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、最初に1番目の財政課の方からお願いいたします。

【谷津経営企画部次長（財政課長）】 おはようございます。それでは財政課のほうから、今回の案件といたしまして、既存の補助金制度の見直しということで、案件として提出させていただいております。内容といたしましては、お配りしております資料のほうの、補助金の見直し基本方針案という中に簡単に書かさせていただいておりますが、行革の基本方針の中で、補助金の整理合理化というのが掲げられております。これまでも整理合理化必要ということで、いろいろな見直しの検討は行っておりました。平成21年6月に行革の本部の部会の中で見直しに向けた作業部会の検討を行っておりまして、その中では現在、各種団体に出している補助金について、その性質ごとの分類といったものを行った経緯がございます。ただ、それはまだその内容について具体的にどう見直していったのか、その時点では具体的な方針としては出され

ておりません。その後、現在新たに、別の中で検討が行われております新しい地域自治システムに伴います地域包括交付金の制度や、あるいは新しい市民活動支援の補助制度の平成26年度導入というのが新たな課題として出てまいりました。当然それに伴いまして既存の補助金について見直す必要が出てまいりますので、今回これに合わせて、平成26年度からこの地域包括交付金の制度、あるいは新しい市民活動補助金の制度の導入とあわせて、既存補助金の見直しを行いたいというふうに考えております。

既存補助金につきましては、特定のまちづくりに対する補助金というのが現在約65団体ほど出ております。それ以外に要綱等に基づきます制度に基づく補助金が、出ておりまして、今回の見直しの対象にしておりますのは、特定のまちづくりに対する補助金ということで、その65団体の補助金をどう整理していくのかというのが今回の決定会が進んでおります。

それぞれ団体に対して補助を出しているということで、団体に対しても影響が非常に大きな部分がございますので、そういった団体に対してしっかり内容を説明した上で、見直しのほうを図っていききたいというふうに考えております。

【山岸会長】 どうもありがとうございました。皆さんいかがですか。

【秋谷委員】 ちょっとよろしいですか。すいません。差し支えない程度でいいんですけど、この補助金の総合計金額になりますね、特にこれ。一部なんですか。

【谷津経営企画部次長（財政課長）】 補助金について、既存の補助金については、ちょっと説明の順番が逆になってしまったんですが、特定のまちづくりに対する補助金というものと、あと制度に基づく補助金というのの2通りございます。今回の対象としております特定のまちづくり事業の推進を図る補助金につきましては、一般会計で総額約1億3,300万円ほどです。それ以外に制度のものとしては、約2億3,600万円ほどが補助として出ております。

【秋谷委員】 ありがとうございます。

【出石委員】 もう1点だけ。内容的には特にありませんが、本件は6月に公聴会を行った上でパブリックコメントをやる。その結果、原案がここにあるわけですが、これが市民意見、市民参加を得て、場合によっては変わる可能性があると思います。この反映は来年、平成26年度予算に反映させるということですね。

【谷津経営企画部次長（財政課長）】 はい。今お配りしている案につきましても、まだこれはあくまでも財政課としての素案という形になりますので、今後具体的内容についてはまた改めてつくっていくという形になります。

【山岸会長】 よろしいでしょうか。それでは、2番目の環境管理課の方、お願いします。

【米山環境管理課副主幹】 本市の環境問題への取り組みの基本的な方向を示しました逗子市環境基本計画というものが現在ございます。こちらにあるものなんですが、平成11年に策定をしまして、目標年度が平成26年度ということになっているものですから、その次の環境基本計画を25年度と26年度、2カ年をかけて策定するというものになっております。基本的には市内の検討委員会というものを設置をしまして、そこで検討したものを環境審議会のほうにかけていくという形になっています。まず前段で、来年度予算を今いただく手続をしているその中でまずは市民…すいません、ここの中で市民意見募集と書いてあるんですが、市民意識調査ですね。無作為抽出で一般市民の方2,000名程度かと思うんですけども、そちらのほうに意識調査ということでアンケート調査をさせていただきます。それから、あとは小・中学生ということで、ある1学年をとって、今のところ小5と中2ぐらいを想定しているんですけども、約500名ずつ、計1,000名程度のアンケートをする。それからあとは事業者ですね。こちらの事業者についても市内関係団体等に環境に関する意識調査をするという形を考えております。素案をつくって、環境審議会にかけてというところを続けまして、固まったところでパブリックコメントを実施するというような流れになっているところです。以上です。

【山岸会長】 いかがでしょうか。

【今井委員】 すいません。パブリックコメント、これ、日にちが書いてないけど、まだ未定だということですね。

【米山環境管理課副主幹】 そうですね。

【今井委員】 まだこの後ということね。審議会の後でやるということですね。

【米山環境管理課副主幹】 はい。一応今の予定としましては、25年度中ではなく、26年度に入って秋ごろと考えておりますが、これはこの先の進捗状況によるところが大きいかと思います。

【出石委員】 この調書の実施する市民参加の方法を選択した理由に自署を入れてないのはなぜですか。つまりね、なぜアンケートをやるかという説明が書いてないのではないですか。

【米山環境管理課副主幹】 すいません、抜けていたのは環境基本計画、これは市民とそれから事業者と市が一体となって進めていくというものがもともと根本としてあるものですから、そちらの方に意識調査をするという内容ですかね。

【出石委員】 それを書くべきではないですか。

【米山環境管理課副主幹】 申しわけございません。

【山岸会長】 それでは、2つ目の資料12ですね、よろしくお願いします。

【米山環境管理課副主幹】 同じく環境管理課なんですけれども、2件目としましては、都市計画道路の見直しというものがございます。本市の都市計画道路は、これ全国的にですけれども、多くは高度経済成長期に計画をされましたが、長期間経過した現在でもまだ事業に着手していない路線が多く存在しているため、県が平成18年度に都市計画道路見直しのガイドラインを策定したことを受けまして、本市においても当該ガイドラインに基づきまして都市計画道路の検証、見直しをするというものになっております。こちらのほうにつきましては、やはり都市計画審議会がございまして、市のほうで庁内の検討委員会をつくって検討したものを都市計画審議会のほうにかけていくということになります。実はもう2月20日に第1回目の都計審を開催をしまして、特に諮問等をしているわけではないんですが、これからこの道路の見直しを始めますよというような、まず報告をさせていただいております。秋ぐらいまでに県が示しています9つの視点というものがございまして、そちらの視点に基づきまして検証を行い、それからあとは予算がとれば、交通量調査、そして交通量推計をした後、見直しの結果の公表に向けまして、まずはパブリックコメントをさせていただいた上で、25年度中を目途に結果の公表をしていきたいと考えております。以上です。

【山岸会長】 はい、どうも。いかがでしょうか。

【今井委員】 すいません。見直しの内容については、市民参加の審査と、直接関係ないことなのかも知れないけれど、内容を拝見すると、主に高度経済成長期に計画された道路着手されてないところが多くて、それを廃止するというようなものが多いということなんですか。

【森川環境都市部次長（環境管理課長）】 都市計画道路につきましては、都市計画法に基づく道路になりますので、まちづくりの基本となるものです。基本的には経済情勢とかが変わっていますので、そういうの見直しをするということになりますけれども、他市さんの状況を見ていますと、基本的には存続が多いという結果が多いですね。

【今井委員】 だけど、変更というのは、どちらかという一般的な考えたら、既に高度経済成長時代は終わっているということだから、存続も多いかも知れないけど、方向としたら増やす方向に行くということは考え難いだろうというふうに思うのだけれど、もしかしたらそうでもないのですか。

【森川環境都市部次長（環境管理課長）】 都市計画決定されている道路ですので、それを今度は事業化を図るということになります、実際は。でも、今の段階では財政的な状況もございまして、進捗状況が変わるかなという状況ですね。でも、将来的には当然これ、都市計画道路ですから、道を広げて、ちゃんとした整備をしていくというのが基本的な考えですね。既

存のものを見直すという形になりますので、基本的には廃止というのはよほどのことがない限りないというふうに思っております。

【今井委員】 逗子と東京オリンピックのときに（鑑摺がヨットの練習場に予定されたので）計画された道路なんていうのも相当あると聞いているので、そういうものが何かそのままになっているということ自体がおかしいかと、前から思っているんですよね。そんなものは当然オリンピック終わったんだから廃止にすべきだ。どう見ても東京オリンピックの計画道路がそのまま残っているのはおかしいですよ。直前に市民参加の審議とは離れるかもしれませんが。むしろ計画審議会のところで傍聴して、そういう意見はパブリックコメントあたりで言うべきなのかと…。すいません、これも審査とは直接関係なかったですね。

【森川環境都市部次長（環境管理課長）】 市内にあります都市計画道路、国の道路が対象になっています。134号線。これは当然計画がありますから、今回の見直しの対象になっていませんけども、国道それから県道ですね、それから見直しの対象になるのは市道になりますけれども、そういうものを既存の計画道路がいいかどうか、そういう判断をガイドラインに沿ってしていくという形になります。

【出石委員】 この取り組みは非常にいいことだと思います。2点質問があります。1点はステークホルダーの意見はどこで吸収しますか。例えば、やはり見直す以上、必要がなくなる道路について廃止ということを検討することが考えられます。今ほとんどが存続とおっしゃられたけれども、見直す以上は存続ありきで検討してはいけないと思います。ゼロベースで検討していったら、そのときに仮に廃止ということがもし視野に入ったときに、その沿線にいる方、あるいはそもそも都市計画道路内に土地・建物がかかっている、建築制限を受けている人たちにとっては、その計画道路が廃止されると今まで権利制限されてきたわけで、訴えが出る可能性もあるぐらいな問題だから、いずれにしてもそういうステークホルダーに対する意見を吸収する必要はあると思います。どこで吸収するのでしょうか。

【米山環境管理課副主幹】 今考えているものは、市の方向としましては、まず市民参加としてはこのパブリックコメントでというふうに考えているんですが、方向を出した上で、最終的に例えば変更だとか廃止だとかといったものについては、その後の都市計画決定の中で説明を尽くしていくというふうに考えたいと思います。

【森川環境都市部次長（環境管理課長）】 そうですね、都市計画手続に入っていきますので、そうしますと都市計画に基づく公聴会等を開くという形になります。

【出石委員】 公聴会の欄にチェックを入れるべきではないですか。

【森川環境都市部次長（環境管理課長）】 現在では見直しの段階ですので、その結果を受けて今度は変更があったり、廃止があったりということになれば、都市計画手続に入っていくという形になります。

【出石委員】 でもそれは都計法の手続だけど、市民参加条例上の公聴会に当たるのではありませんか。

【森川環境都市部次長（環境管理課長）】 今回の見直しがということでしょうか。

【出石委員】 見直しをした結果、公聴会というのは、縦覧もそうだけど、いずれにしてもその結果を受けて、ほとんどあり得ないかもしれないけれど、都市計画法の制度はそれによって計画が変わることがあるわけでしょう。ということは、それは市民参加でしょう。

【森川環境都市部次長（環境管理課長）】 ですから、都市計画の手続の中で市民参加はしていくという形になると思います。

【出石委員】 だから、そうだけど、市民参加条例の参加手続でもあるのではないですか。

【米山環境管理課副主幹】 今回、見直しの結果の公表について2つ手続を分けて考えていたものですから、まず見直しの結果の公表というところまでが今、私たちが考えていたもので、その後の手続というのはまた別にちょっと考えていたものですから、それで公聴会のところにはチェックを入れてなかったという感じですね。

【出石委員】 それでいいですか。事務局にも確認ですが、別に今度都市計画道路の例えば廃止という、あるいは都市計画変更について市民参加手続のこの調査票は出てくるのですか。

【米山環境管理課副主幹】 都計法上でやるものも出します。

【出石委員】 だから法律云々ではないのですよ。いつも言っていますが、逗子市には市民参加条例があるのだから、法定手続なのかどうかではなくて、市民参加条例の項目のどれかに当たるのだったら市民参加はいるのです。ここの中で全部満たした上で公聴会にチェック入れるのか、そうでないのだったら別に出すのですかと、聞いてるのであって、法定だからどうかではありません。

【米山環境管理課副主幹】 もしそういうことであれば、すいません、2回前ぐらいのときも都計法上のが果たしてこれ必要なのかどうかという議論がたしかあったかなとは思いますが、必要だということであれば、当然その後の手続の際にはこういう形で挙げることになると思いますね。

【出石委員】 一応事務局に確認します。

【福本課長】 都市計画の関係は、私の記憶の中で、正確には何年前かちょっとわからないん

ですが、数年前に都市計画の見直しの関係手続がございまして、そのときには都計法に基づく例えば縦覧手続等も含めて、市民参加条例の趣旨に沿って実施をするといった形でもって計画をしていったというふうに記憶をしています。

【出石委員】 ということは、もう一回出てくるということですか。

【福本課長】 今の所管のほうで言ったことも含めて、出石委員が言われたような形でもって、全体の計画のほうをつくっていったと記憶しております。

【出石委員】 わかりました。もう1点だけ。都市計画審議会、要するに附属機関である都市計画審議会にかけることが市民参加手続になっていますね。都市計画審議会の委員の中に市民として、小学校区ごとに上がっていますが、これは公募の市民ですね。

【米山環境管理課副主幹】 はい。3年ぐらい前に御指摘をいただいたんですね。自治会に当時はやっていたんですが、一昨年の12月に条例改正をしまして、今回からは公募の市民という形にさせていただいております。

【出石委員】 はい、わかりました。

【山岸会長】 よろしいでしょうか。どうも御苦労さまでした。

その次は障がい福祉課の方、お願いします。資料の8番ですね。

【新倉障がい福祉課長】 おはようございます。よろしく願いいたします。障がい福祉課のほうで出させていただきましたのは、逗子市障がい者福祉計画の改定にかかわる関係で、平成26年度に障がい者福祉計画の改定をするもので、25年度にアンケート調査等を実施するというような形になりましたもので、今回提出をさせていただきました。

障がい者福祉計画につきましては、障害者基本法に基づく障がい福祉の基本計画ということと、あとは障害者自立支援法に基づく市町村の障がい福祉計画、サービスの提供のあり方などを定める計画ということで、2本を1つにまとめて障がい者福祉計画ということで、総合計画の「ともに生き、心ゆたかに暮らせる健康長寿のまち」の5つの柱として、障がい者が安心して暮らせるまちというのを次期総合計画の中で位置づけておりますけれども、そこにもこの連動する個別計画ということで、今回そういった形で策定の準備にとりかかるということになっております。

市民参加の手法といたしましては、こちらの横長の資料がついていますね。これに沿って御説明させていただきますと、1つは、公募市民が入りました障がい者福祉計画策定等検討会、年に6回開催するというので、アンケートの準備を進めていくというような形になります。それから市民参加の方法の一つとしては、アンケート調査の実施、それからもう一つは、計画

の策定に当たりましては、平成26年度、次の次の年になりますけれども、パブリックコメントを実施するというような形で、市民参加の手法としては考えております。

アンケートの対象者につきましては、障害者手帳をお持ちの身体の障がいの方、知的な障がいの方、それから精神の障がいの方、加えて平成25年度、この4月から障害者自立支援法が障害者総合支援法というふうに変更しまして、難病の方が支援の対象になることになりましたので、前回はその方たちは含まれてないんですけれども、次のアンケートのときには難病の方を加えた形で考えたいと思っております。それから、一般の市民の方、障がいをお持ちでない市民の方も自分の意思で対象とさせていただきます。そちらにつきましては、無作為で抽出をさせていただいてというふうに考えております。

【山岸会長】 はい、皆さんいかがでしょうか。

【出石委員】 よろしいですか。この障がい者福祉計画策定等検討会というのは、これは要綱設置ですね。

【新倉障がい福祉課長】 はい、そうです。

【出石委員】 したがって今回この計画ができれば、これを解散ですか。

【新倉障がい福祉課長】 計画の進行管理というのも含んでおりますので、解散ということではなくて、継続して障がい福祉計画の目標数値とかを求めるときがありますので、それに関して事業が達成できているかどうかというのを含めて進行管理をするというような役割を持っております。

【出石委員】 ここで議論する場ではないのかもしれないけれど、この機関は、附属機関でなくて大丈夫ですか。まさに逗子は住民監査請求を受けましたね。今言ったようなこと、恒常的な機関で進行管理を行う機関が附属機関でなくて大丈夫ですか。監査結果を受けて仕分けした上でそうなのですよ。これは問題提起です。

【新倉障がい福祉課長】 意見聴取をさせていただくということで、附属機関ではないという、市の内部での振り分けでという形でさせていただいています。

【出石委員】 もう1点だけ。要綱設置、懇話会の是非はともかくとして、ここに公募市民が入っているから市民参加になるのですが、恒常的であるのであればなおさら、公募市民1名というのは私は少ないと思います。この11人中1人ということは、1割にも満たないわけですよ。ほかのメンバーも市民が多いと思いますが、これは関係団体の代表者です。本件の市民参加手続を否定しているのではなくて、この機関のあり方についてはやはり市民が公募が少ないかなというのが意見です。

【山岸会長】 よろしいでしょうか。どうも御苦労さまでした。

【新倉障がい福祉課長】 ありがとうございます。

【山岸会長】 それでは、次は経済観光課の方、お願いします。資料は5です。

【伊藤経済観光課長】 経済観光課長の伊藤です。よろしくお願いいたします。

【萩原経済観光課副主幹】 萩原です。よろしくお願いいたします。

【山岸会長】 どうぞ、説明を。

【伊藤経済観光課長】 この調査票がありますが、自然の回廊プロジェクト計画ということで、名称の変更も今、考えておりますが、市の基本構想・基本計画その他、市政の基本的な事項を定める計画書もしくは基本方針の制作または変更ということで、実施計画、市の総合計画の実施計画に沿いまして、行政計画になるんですが、この計画を策定しております。主な対象者は市民とか来訪者。それから内容的には逗子市内のウォーキングとかハイキングコースを整備して、市民・来訪者が安らぎ、遊び、憩える場をつくるという、そういう計画です。実施する方法ですが、パブリックコメント、それから公聴会で行うとして考えております。この計画につきましては、ほととぎす隊の方たちと行政を中心に、今までこの計画は今年度、経済観光課が引き継ぎましてから、6回以上会議を重ねております。ほととぎす隊の方たちは公募市民ということとちょっと意味合いが違う、ワークショップはやっておりますが、意味合いが違うだろうということで、パブリックコメントのほかに説明会をしたいということで考えております。パブリックコメントにつきましては、市のホームページ、「広報ずし」等でお知らせするという形で、実施期間は2013年5月1日から5月30日までということで、公聴会・説明会も市のホームページ、「広報ずし」でやる予定でございます。開催時期は2013年4月22日ということで、今、予定しております。実際の計画策定は25年の6月ぐらいに策定しようということで考えておりますが、この説明会のほかに、自然回廊の計画の中にいろいろなコースがございますので、その一つのコースをとって回廊の紹介ハイキングということで、ひとつやってみて、アンケートをとって、その意見を参考に計画をつくろうという、そういう予定でございます。以上でございます。

【山岸会長】 どうも御苦労さまでした。いかがでしょうか。

【伊藤経済観光課長】 説明不足ですいません。つけ加えさせていただきます。この計画は、まず庁内に全部出してどうかというのと、それから観光協会だとか商工会だとか、当然絡んでまいりますので、そちらにも今の段階では全部こういう案ですけどどうですかということで、意見聴取はパブリックコメントとかそういうもののほかにやっておりますので、それだけつけ

加えさせていただきます。

【出石委員】 これは結果としては、この計画ができたならまた何か市民に還元されるものとしては、マップだとかパンフレット、リーフレットなどがつくられるのでしょうか。

【伊藤経済観光課長】 そうですね、マップもそれに基づいてつくる予定に一応なっております。

【出石委員】 個人的に楽しみですね。（笑）

【山岸会長】 よろしいでしょうか。どうも御苦労さまでした。

【伊藤経済観光課長】 ありがとうございます。

【山岸会長】 次は社会福祉課の方、お願いします。資料6番です。

【島貫社会福祉課長】 よろしく申し上げます。今回、対象事項といたしまして、逗子市市民災害見舞金支給条例の改正と、あと逗子市福祉プラン（逗子市地域福祉計画）逗子市地域福祉活動計画策定ということで、2つ出させていただいております。

まず初めに市民災害見舞金給付事業でございますが、こちらにつきましては今、交通事故ですとか、あと火災ですとか、自然災害があった場合に、逗子市に在住の被害者の方、またその御遺族の方に見舞金を支給している制度がございます。その中で、現在死亡された場合、こちら1人につき70万円という額を見舞金として支給しております。現在、近隣の市のちょっと状況を調べましたところ、この金額について若干少し高い傾向がございます。こちらのあたりを近隣並みに引き下げることが1点。それと、あと、今現在この支給の条件の中で、火災があった場合に、その火災の災害の当事者の方たちに見舞金が支払われるという形になっております。これを消火活動により水損があった、例えば共同住宅で火災があった場合に、下の階の方ですとか隣の階の方、こういった方々にもお見舞いということで、お見舞金の支給ができないかといったことを考えておまして、対象となる被害の要件及びその金額について見直しを図ろうということで、今回こちらのほうに提出させていただいたものでございます。

続けてもう1件のほうもいいですか。それともここで一度。

【山岸会長】 はい、じゃあ次をどうぞ。

【島貫社会福祉課長】 もう1件につきましては、逗子の福祉に関する総合的な計画として福祉プランというものがございます。これは総合計画の柱立ての中の1本でございます。福祉の基本的な考えといったものを定めたものでございます。今回これが平成26年度末に現在の計画が一つの区切りを迎えます。27年度以降の新しい計画をつくるに当たりまして、市の基本的な事項を定める計画書として、そういった作成、基本方針の作成ということで今回市民参加条

例の手続にのせる予定でございます。

あと、ちょっと説明遅れましたが、前段の市民災害見舞金のほうにつきましては、策定案を事務局内のほうで作成いたしまして、説明会及びパブリックコメントのほうを考えております。福祉プランのほうにつきましては、今年度から平成25年度、26年度、2カ年の計画策定でございまして、平成25年度につきましては、まず市民に関する福祉関係に関する意識を問うためのアンケート調査、これは市民大体3,000人ぐらいの無作為抽出で行う予定でございます。こちらとですね、あと地域に入りまして、タウンミーティングを2地区ほど、2カ所ほどで開催したいというふうに考えております。それで、あと関係団体へのヒアリングを、10団体ぐらいに、25年度実施する予定でございまして、そういった御意見をもとに計画をある程度策定いたしまして、平成26年度、案ができ上がって、これでパブリックコメントを開催してというような形で市民参加手続については考えております。大体以上でございます。

【山岸会長】 はい、どうも御苦労さまでした。いかがでしょうか。

【今井委員】 単純なことだけど、ここにこの見舞金支給条例の改正ですか、ここの後ろに添付されている資料は、改正前の資料ということですね。

【島貫社会福祉課長】 はい、改正前の資料です。

【今井委員】 これ、70万円になっていますものね。お見舞金ね。だから、改定後のものはこれから作成されるということなんですね。わかりました。

【出石委員】 条例改正を提案するのはいつの時点になりますか。

【島貫社会福祉課長】 こちらの、まず市長へヒアリングを5月、6月に事業査定の場がありますので、そこでヒアリングをかけようと思ってます。そこでゴーサインが出ましたら、内部の内容の詰めをいたしまして、早ければ12月か次の議会かということで一応考えております。

【出石委員】 ということは、平成25年4月に施行させたいということですね。

【島貫社会福祉課長】 そうですね、予定としては26年です。

【出石委員】 ごめんなさい、26年。

福祉プランのほうなんですけど、まず確認したいのが、策定の検討会に公募委員が1名、それであと要綱で言うと自治会・町内会等から推薦を受けた者として、各小学校区選出となっているんですが、これ、実際にはやっぱり自治会長さんとかが出てくるの。

【島貫社会福祉課長】 そうですね、イメージしてましたのは、今、小学校区の地域自治住民協議会を立ち上げる状況になってございますので、こちらの協議会のほうから代表1名というのが頭にありました。ただ、なかなか25年度中にすべての地区で立ち上がる予定が今のところ

未定なところがございますので、その地域を代表する自治会の方に依頼をしようというふうに考えております。

【出石委員】 鎌倉保健福祉事務所と、神奈川県社会福祉協議会以外は全部市民ですね。

【島貫社会福祉課長】 そうですね、はい。

【山岸会長】 これ、メンバーというのは今、自治会が公募制の一般市民に移行しているものなんですか。それとも自治会役員が自動的に出てくるというような傾向は同じですか。

【島貫社会福祉課長】 公募による市民は全市的にまず募集かけてやります。自治会選出につきましては、自治会に依頼をかけるので、そこから先、自治会の中で選出する方法については、ちょっとわからないんですが、大体自治会長さんとかがいらっしゃることが多いですね。すいません、お手元のほうにお配りさせていただきました。

【山岸会長】 ほかに何かありますでしょうか。では、なければ、どうも御苦労さまでした。

【島貫社会福祉課長】 はい、どうもありがとうございました。

【山岸会長】 では、次は総務課の方をお願いします。資料は4です。

【福井総務部次長（総務課長）】 総務課の福井と申します。よろしくお願いたします。今回お願いしている案件につきましては、行財政改革推進事業の中で、公の施設の使用料等の見直しという件についてお願いを申し上げております。こちらにつきましては、私どもの行財政改革基本方針の中に、受益者負担の適正化という項目がございます、この中で施設の使用料に限らず、キャンセル料であるとか、減免の見直し、またはその現在無料の施設の有料化等の検討をしている最中がございます。今後実施に当たりましては、各施設の所管において事前の市民参加手続をさせていただくという手続になっていくとは思っておりますが、現在検討中ですので、統合して私どものほうから検討して出させていただいた次第です。よろしくお願いたします。

【今井委員】 これは指定管理者制度との関連というものは、全然ないのですか。要するに指定管理者制度を導入するについて、当然指定管理者制度の中での改定というものもあるのだろうと思うのだけど、それとは無関係ですか？。

【福井総務部次長（総務課長）】 指定管理者制度の利用に当たっては、条例で定められている金額に応じて、金額を基準として、最高限度としてですね、指定管理者が市長の承認を得て定めるという形になりますので、その前段、今、市が持っている施設の使用料、キャンセル料、減免等の見直しと、今、無料で使っている施設がありますので、その辺の有料化の検討を別に行っているということになります。

【今井委員】 その前提として見直しておくみたいなのはいいんですか。指定管理者制度が始まると、当然変わるところが出ると思うのだけど。要するにその前段というか、それとの整合性みたいなものを頭に置いて事前に変えておくという意図もない？ そういうことは全然考えてないわけですか。

【福井総務部次長（総務課長）】 そうですね、もともとその話が出る前段で、3年に1回、受益者負担の見直しという手続を行ってございまして、それが近年施設の見直しには至ってなかったもので、統一してその施設間のばらつきがあったりとか、あとキャンセル料について言えば、キャンセル料を取ってないことによって、ぎりぎりまでキャンセルをしないで、キャンセルをすると次の方の利便性は損なわれてしまうということとか、100%減免、50%減免ということで、どんどん減免のほうに振れてきてしまうというのが、いろいろ不具合が生じておりますので、その辺を見直したいという考え方です。

【今井委員】 そういうことを含めると、指定管理者制度というものが始まる前に、そういうものを手直しておかなきゃいかんだろうというようなことも、当然ありますよね。それがあって悪いということじゃなくて、当然あるのだろうなと思って、そこの関連をちょっと伺っておきたかったんですよね。指定管理者制度の導入で、いずれ変わるのだったら、その前にそういうところ、手直しておかないと、指定管理者制度をやった途端に料金体系に変更するというのも、ちょっと印象悪いですものね。だから、当然そういうことを前提とされているのだろうなというふうに思ったんですけどね。

【福井総務部次長（総務課長）】 そこにつきましては、御指摘のとおりだと思います。一番早いものが26年度からの指定管理者制度を予定しておりますので、その前に統一化を図っておこうというのは考えの中に。

【今井委員】 そうでしょうね、当然ね。わかりました。

【出石委員】 条例改正の要はこれはかなり受益者負担の分が出てくるから市民にとって大きなものだと思うのですが、条例改正施行は平成26年4月予定ですか。

【福井総務部次長（総務課長）】 物によってになりますが、今、優良の施設については26年4月1日を予定しておりますが、例えば公民館を生涯学習センター化して、公民館自体は社会教育的使用については無料ですが、生涯学習センター化等をするによって有料化するというような作業であったりとかですね、これはちょっとまだやり方がはっきり決まっておりませんが、学校体育施設、学校の体育館とか校庭、または学校の教室を有料化するに当たっても、使用料条例でいくのか、受益者負担…ごめんなさい。費用弁償的な市の負担の部分をお支払い

いただくのかというのも検討していく途中ですので、すべてが26年かという、違うと思います。

【出石委員】 わかりました。その点はわかりましたが、あと、例えば有料化するものを仮に平成26年度からとしたときに、予算との関係と条例の提案時期というのはどうなるんですかね。これは若干それるかもしれませんが。

【福井総務部次長（総務課長）】 指定管理者制度への移行のための議案もございますが、条例的には、できれば12月、早ければ9月ということにして、できれば予算提案3月になりますので、その前に議会での御判断もいただけるのかなと。

【出石委員】 もう1点、パブリックコメント期間中に説明会をやる日程になっていますが、それはそれでありでしょうが、一般的には公聴会だとか審議会とかというのは、その案をつくっていく過程で聞き意見を聞いて、出された意見を含めた案ができます。その案について、だれでも意見が言えるパブリックコメントをやるというのが普通だと思います。ただ、ここは確認にとめますけれども、要はパブリックコメントと説明会は同時にやって、出てきた意見すべて踏まえて最終案を固めるという考え方ですか。

【福井総務部次長（総務課長）】 もし時期が同時になると、そうせざるを得ないと思います。

【出石委員】 内容を変える余地もあるという意味ですか。

【福井総務部次長（総務課長）】 見直しの検討、進捗によりますけれども、もし検討が早まるようであれば、御指摘のやり方もできるかと思っております。

【出石委員】 無理に早めてしまって、説明会が形式になってしまうとまずいと思います。説明会をやって意見は聞いたけど、何にも反映させずに、そのままパブリックコメントでは意味がないので、反映しないというのは結果的にしないのはいいが、時間がないということはあまり意見を考慮しないということだから、そのあたりはむしろ同時のほうがいいのかもしいので、出された意見に適正に耳を傾けてもらいたい。

【福井総務部次長（総務課長）】 あとは、こちらのほうでできればと思っておりますのは、同じ種の変更を行うものですので、できるだけ数種の施設を合同で説明会、パブリックコメントができれば一番市民の皆様にもいいと思いますし、言葉はあれですけれども、手続的にも1回で皆さんにごらんいただけるのかなと思っております。

【出石委員】 内容によってはばらばらになってしまうのですね。

【福井総務部次長（総務課長）】 時期によっては。

【山岸会長】 よろしいですか。どうも御苦労さまでした。

【福井総務部次長（総務課長）】 どうもありがとうございました。すいません、駆け込みで申しわけありませんでした。

【山岸会長】 それでは、介護保険課の方、お願いします。資料は9です。

【須田介護保険課副主幹】 介護保険課の須田と申します。よろしくお願いたします。こちら、森下です。介護保険課からは、高齢者保健福祉計画の推進事業ということで、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の改定ということで御説明をいたします。

資料のほうについておりますスケジュールを見ていただけますでしょうか。介護保険事業計画、ここにありますが計画書なんですけれども、これは3年に1回改定するというのが介護保険法で定められています。次回の改定が平成26年度になります。6年度改定する前にですね、事前に24年度につきましては高齢者を対象にアンケート調査を実施いたします。どのようなアンケート調査かという、まず、一般高齢者の方、これが前回やったときの報告書なんですけれども、一般高齢者の方ですね。それとあと、介護認定を受けている方と、あとそれを介護される方、約1,000名ですね、抽出します。それと、介護保険のサービスを提供する事業者と、ケアマネージャーにそれぞれアンケート調査を送りまして、現在の逗子市の介護状態について、満足度ですとかサービスの充実度、そういったものを調査いたしまして、こういう報告書をつくっております。これが25年度の作業になります。26年度につきましては、これらの結果と、あと国のほうの法律ですとか改正案等が出てきますので、そういったものを含めまして、26年度にこういった計画書をつくっていきます。パブリックコメントなんですけれども、一応このスケジュールにあるとおり、計画書が出た段階で、平成26年度の11月か12月ごろを予定しています。

市民委員の参加等についてですが、これを計画するに当たって、前のページに名簿がついているかと思うんですけれども、こちらがこの計画書をつくるに当たっての懇話会の名簿になっております。公募の市民委員については、1番、2番ということで、2人、この中に入っています。説明は以上です。

【山岸会長】 どうも御苦労さまです。いかがでしょうか。

【出石委員】 念のため確認です。今の名簿ですが、アドバイザーという形で4名挙がっていますね。その前のページ、懇話会等の構成の中には知識経験を有する者4名となっていて、要綱では全員がメンバーということでいいですか。

【須田介護保険課副主幹】 あくまでも1番から8番までの方が参加者ということで、知識経験者ということでアドバイザーの方が4名、これ、要綱上というふうになっています。

【出石委員】 懇話会のメンバーではないということですね。

【須田介護保険課副主幹】 はい、メンバーではないです。あくまでもアドバイスをいただくということです。計画を策定作業に。

【山岸会長】 いかがですか。よろしいですか。

【今井委員】 ちなみに、福祉計画なんていうのは、例えば行政の担当部署にもらいに行ったらもらえるわけですか。

【須田介護保険課副主幹】 これは今、情報公開課で有償で。

【今井委員】 有償で分けてもらえる。

【須田介護保険課副主幹】 450円です。あと、インターネットでも閲覧できます。

【山岸会長】 特になければ、どうも御苦労さまでした。

次は子育て支援課の方をお願いします。資料は10番。

【伊藤子育て支援係長】 資料が追加になります。

【山岸会長】 説明をお願いします。

【伊藤子育て支援係長】 では、子ども・子育て会議について説明をいたします。私どものほうでは、子ども・子育て支援法第77条に基づきまして、これは去年夏に国のほうで法律、正式に可決されたもので、その中で子ども・子育て支援事業計画の策定等を行うものでございます。その中で、子ども・子育て支援法第77条で、審査会その他合議制の機関を定めなさいということになっているものですから、ここで平成25年の4月1日から行います。その中で、教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員等を定め、市町村計画の策定、変更の際には、この会議の意見を聞かなければならないとされております。また、子ども・子育て支援に関する施策の総合かつ計画的な推進に関して、必要な事項について当該施策の実施状況について調査、審議するというふうになっているということで、これにつきまして全国的に行われるものでございます。今までありました次世代育成支援行動計画と大部分かぶるところはあるんですけども、それらについてはこの子ども・子育て会議のほうに包含されるような形でなっているものでございます。具体的なものについて、まだ詳細なものは国のほうから示されてはおりませんので、この部分につきましてはどういったアンケートをやりましょうとか、どういったスケジュールで計画をつくってくださいということにつきましては、これから追々国のほうから示されるという形になっておりますので、とりあえず私どものほうとしてわかる範囲のものを今回提出してもらったという形になっております。説明としては以上です。

【山岸会長】 はい。

【今井委員】 そうすると、この中で今お話の中であったように、パブリックコメントとか附属機関の審議会等というのは、まだ日程的なものが国から出てないから、ここ書いてないというのは、そういうことですね。これから決まった時点で入れるということですね。

【出石委員】 この条例、今の議会にかけるのですか。

【伊藤子育て支援係長】 はい、そうです。

ちょっと補足でよろしいでしょうか。今後の日程として。保育課長のほうから。

【杉山保育課長】 保育課長、杉山でございます。今回、新聞等でも随分話題になっております、昨年8月に国会のほうで子ども・子育て支援法という法律が成立いたしました。この法律の制定に伴いまして、専ら保育園、幼稚園と言われている制度そのものが大きく根幹から変わるということに対しての対応するというのが今回のこの大きなくくりでございます。調書のほうには、子ども・子育て支援事業計画の策定等ということで、計画を集約をさせていただきましたが、つくりとしましては、今度、幼稚園についても保育園についても、保護者に対して市が助成をするという絵づらの法律に変わってくるということで、給付のシステムから保護者の負担のあり方から、施設そのものを市が認定という手続を踏んで、市の公の公費を支出する対象の施設かどうかという「確認」という言葉を使っていますけれども、そういう作業を行っていくということをするための仕組みづくりというところでございます。基本的には法律に基づいて、これから25年度、国のほうで制度の詳細の検討が25年の秋ぐらいまでになされて、その後、国のほうから省令として示されたものに従いつつ、制度のつくり込みをしていくという流れになってまいります。前段としては、逗子市内の教育と保育、幼稚園、具体的に言うと幼児教育と保育を必要とするニーズの調査を25年度実施をいたしまして、その調査の結果、出てきた数字によって、逗子の市内で必要とされる教育と保育のニーズの総量を計画の中で定めていく。足りる分、足りない分が出てきますから、特に御存じのとおり保育園待機児童というのが当市の場合にも一定数いらっしゃいますので、潜在的なニーズも含めて今後その需要にこたえていくということ、まずは量の確定をして、足りない分を今度どう埋めていくのかというようなことも含めて、この計画ということを位置づけさせていただいたんですが、25年度においてはニーズ調査を行うことと、この法律によって市のほうで基準の条例を3本ほどつくる必要が出てきています。具体的には26年の6月の議会で各市町村で条例の制定をというようなことを国がスケジューリングでも示していますけれども、具体的内容が出ていて準備ができ次第ということになろうかというふうに思っているんですが、そうしますと、もう25年度中にはニーズ調査が一番柱になりますが、制度の概要のつくり込みも、ここであわせて行っていくよ

うな形になって、26年になったらニーズ調査の結果を踏まえて計画の策定を行う。一方で、施設の「確認」という言葉を使っているんですけども、市のほうで何々幼稚園、何々保育園はじゃあ市のほうでこの制度の対象の施設にします。定員何人分にしますというようなことを決め込んで枠組みをつくっていくという作業を、来年の秋に翌年の幼稚園・保育園の申し込みを毎年受け付けていますので、そうすると実態とすると、約1年半の間にその作業を大方終わらせるという、そのための審議会の設置であり、計画づくりであり、ニーズ調査でありという、そういう一連の作業という形で御理解いただければと思います。以上でございます。

【山岸会長】 よろしいでしょうか。どうも御苦労さまでした。

それでは、次の方、お願いします。

【翁川児童青少年課長】 児童青少年課の翁川と申します。私ども今、運動公園の中にできます児童館的機能を有する施設ということで、以前、緑政課のほうではどういう施設ということでのいろいろな形でのかわりがあったと思いますが、私ども児童青少年課のほうでは、児童館的機能を有する施設の中に、実際我々が入り、管理運営していくことから、今回、主に利用方法で有料化に伴うものも含めて、児童館的施設検討子ども懇話会というところに、資料のほう、審査票の2ページ目の懇話会のほうにおきまして、2012年には4回の懇話会を行いまして、構成メンバーは、一番最後につけています中学生・高校生の9名というところで検討いただきました。その報告が調査票の後ろについているものでございます。主に、どのような形で利用するかというのと、実際には中高生の居場所として求められている施設だったもので、主に中高生の意見を聞きながら、いろんな意見を聞きながらまとめたものでございます。

基本的には、共用使用できる開放日などは、できるように、共用使用の場合は開放日などを設定して、自由に中高生が来れるような形で行おうかというところもありました。実際にあと、そこを団体等が占用した場合には有料で行っていくのかというところなども意見が出まして、あと開館時間などもその中でも意見が出まして、このような形で主に意見が出た中でまとめたものでございます。実際には、これをもとにまたどのような形での利用方法、あと利用料金、占用使用した場合の利用料金などは、ほかの施設、類似施設がございます。逗子アリーナや市民交流センターの会議室や文化プラザホールの施設や公民館の施設などのような施設との施設の使用料については、その辺との兼ね合いもありまして、行政改革の施設検討部会などにも諮りながら料金は決めていくことになろうかと思っております。今回求めたものとしましては、主にどのような形で利用するかというところが中心でございまして、以下のような形になっております。

今後なんですけれども、パブリックコメントにつきましては10月の1カ月間ぐらいを予定しております。各施設の閲覧場所に置いて、子供たちや利用、市民の方に周知する場所に閲覧していただきながら、意見をいただくというところでございます。以上でございます。

【山岸会長】 はい、どうも。皆さん、いかがですか。はい、どうぞ。

【片山委員】 懇話会のところで、②のところ、2013年になっているのは、これは単純に間違いということでしょうか。

【今井委員】 純然たる間違いですね、これね。

【翁川児童青少年課長】 すいません。

【今井委員】 これ、全部が12と書いてあるところ、13ですね。そういうことですね、13の4月から13の5月。

【翁川児童青少年課長】 12ですね。全部12です。

【今井委員】 12か、終わったんだね。全部12ということですね。1つだけ間違えてる。

【出石委員】 本件は昨年度も出ていましたか。

【翁川児童青少年課長】 はい。

【出石委員】 記憶がないので、もう一回確認します。場所はどこですか。

【翁川児童青少年課長】 第一運動公園の中に今建設予定の、今もう整備をしているところなんですけれども、25年度中にでき上がる、児童館的機能を有する施設ができるということです。

【出石委員】 その児童館的機能を有するという表現、あるいは児童館的施設とかという言葉を使っていますが、この施設の位置づけは、公の施設ではないのですか。

【翁川児童青少年課長】 公の施設でございます。

【出石委員】 ということは、条例を制定するのですね。

【翁川児童青少年課長】 はい。

【出石委員】 で、管理はどこですか。指定管理者ですか。

【翁川児童青少年課長】 指定管理でなく、私ども児童青少年課がその施設に入りながら管理運営を行っていくものということでございます。公園の中にできる施設でございますので、児童館そのものがないんです。できないというか、そういったようなところがございまして、そんなような、ちょっと紛らわしい名称を使っているということです。

【出石委員】 そうすると、この中高生の懇話会がこの2012年中に行った4回でまとめたのが、この資料で、これをベースにパブリックコメントをかけて条例を提案するということがいいですか。

【翁川児童青少年課長】 はい、その予定でございます。

【今井委員】 中学生や高校生がこの資料のもとをつくってくれたということですね。

【翁川児童青少年課長】 そうですね。

【今井委員】 もちろん指導はされたんだろうけど、そういうことなんですよね。感心します。

【翁川児童青少年課長】 意見をいただきながら、私どもがまとめていったという。

【出石委員】 市民参加の対象事項のところ2が、その他市の執行機関が必要と認める行政活動にチェックが入っていますが、これも、目的外使用の有料化という言葉を使っているから、どう整理するのかわかりません。つまり、これは条例事項ではないのですか。使用料になるのか利用料金なのかはともかくとして、金銭徴収するということは、その他ではなくて2号に当たりにませんか。市民に権利を与え、または義務を課すものとしまして、当たるような気がしますが、事務局は整理しましたか。

【福本課長】 これは今、出石委員が言われたとおりの解釈をして、逐条解説のほうにも、逗子市は使用料等も対象として含めますというふうに言い切っていますので、その他のほうでやっています。

【出石委員】 2番目ですかね。

【福本課長】 そうですね。

【出石委員】 そのほうがいいかもしれませんね。

【山岸会長】 よろしいでしょうか。どうも御苦労さまでした。

【翁川児童青少年課長】 どうもありがとうございました。

【山岸会長】 それでは、次は防災課の方、お願いします。資料2。

【坂巻防災課長補佐】 防災課の坂巻と申します。よろしく御指導お願いいたします。本日は災害時要援護者の避難支援計画の策定と、逗子市地域防災計画（風水害等対策計画編）の修正事業の2点でございます。

まず、災害時要援護者の避難支援計画の策定から説明させていただきます。逗子市におきましては、平成19年の8月に逗子市災害時要援護者支援制度の実施要綱というのを作成をしております。しかし、現状の問題点として、いろいろ庁内の部局の連携があまりよくないとか、あと個人情報への意識の高まりに伴い、災害時要援護者の情報の共有、活用、こういうのがあまり進んでいない。発災時の活用が非常に困難な状況になっている。あと、災害時要援護者の避難支援者が定められていない。要は、だれがだれを助けるのかということが具体的に決まっていないなど、多くの課題を抱えております。これらの課題を解消して、実効性のある災害要援

護者の避難支援計画を作成しようということで、本来庁内の担当部局で準備委員会的なものを発足しまして、庁内でまず意見をまとめております。年度、3月の末には計画の素案というのをつくるということで、次年度については、今度は庁内だけでなく、広く市民の方等を交えて計画を練り直すということで考えております。それに伴いまして、災害時要援護者の支援対策協議会、これは仮称でございますが、こういうのを設定いたしまして、この要員につきましては、例えば民生委員の方とか児童委員の方とか、あと社会福祉協議会の委員の方とか、あと福祉サービスの事業者、あと一般の市民を公募しまして、今のところ3名ぐらいということで予定をしているんですが、その方たちに加わっていただいて、協議会を開いて計画を本当に実効性のある計画をつくりたいということで来年度は進めていきたいと思っております。その協議会で計画を練った後に、パブリックコメントということで、もっと広く市民に御意見をいただいて、計画を作成をしていきたい。実際的には来年度にこの計画をつくり上げて、また再来年から本当に実効性のある災害時要援護者の避難支援ということでやっていきたいと、このように考えているところでございます。

実際に広報につきましては、5月の「広報ずし」、記事で募集をして、具体的には集めて、7月ぐらいから協議会というのを開催をして、意見をいただきたい。その意見に基づいて12月か1月ぐらいにパブリックコメントという形で広く意見をいただいて、この計画をつくり上げていきたいと、このように考えております。

【山岸会長】 皆さんいかがでしょうか。

【出石委員】 この協議会は、附属機関に位置づけていると、この記載上なっていますが、条例設置は。

【坂巻防災課長補佐】 条例というか、要綱です。

【出石委員】 要綱で考えていますね。

【坂巻防災課長補佐】 はい。

【出石委員】 そうするとこれ、調査書の1のほうの、実施する市民参加の方法に、附属機関と附属機関の審議会となっているけれど、そうではなくて、下の懇話会ということですね。これは訂正しておいてください。附属機関というのは条例設置だから。整理してください。

【坂巻防災課長補佐】 わかりました。ありがとうございます。

【山岸会長】 次の説明をお願いします。

【坂巻防災課長補佐】 続きまして、地域防災計画の風水害編の修正事業でございます。地域防災計画につきましては、地震・津波対策編と風水害編と実施要領計画編の3編がございます。

本年度は地震・津波対策編を修正いたしております。実は昨年12月に県の地域防災計画の風水害対策編が修正されまして、それに伴いまして逗子市の地域防災計画の風水害編も修正するということでもあります。中身的には、県は今、地震対策計画との整合を図るとか、あと国の基本計画内容の修正の反映とか、新たに竜巻に関する記述が入るなど、このようなことでそういう活動の新たな位置づけとか、それなり中身とかが含まれてございますので、新しい計画にもそれらのことを反映させたいと考えております。

実施につきましては、大体来年の年末ぐらいまでには計画の素案をつくって、また年明けぐらいにパブリックコメントをいって、また意見をいただいて、最終的には3月に防災会議を開催しております。この防災会議の中にもいろんな関係機関の警察とか自衛隊とか、そういうところに指定公共機関の方も入ってございます。また公募市民の方も現在のところ2名含まれております。そういう方々の御意見をいただいて、その防災会議で承認をされましたら防災計画としてまた出していきたいと、このように考えている次第でございます。

【山岸会長】 皆さん、いかがでしょうか。

【出石委員】 こちらの調査書のほうで、附属機関の審議会等のところの説明には、市民5名と入っていますが。名簿のほうは公募市民2名ということで、これは何かほかに市民としている部分3人いるのでしょうか。どこか他の項目を読んでいるのでしょうか。消防団など。

【坂巻防災課長補佐】 このお手元の資料で、市長が必要と認めるものということで、昨年は1丁目の自主防組織の方とか、東町内会自主防組織の会長とか、今年新たに逗子市育児サークルの連絡協議会の副代表、この方は女性の方なんですけれども、そういう委員にも女性を登用しなさいということで、入れております。市長が必要と認める者と、ちょっとダブる面があるんですが、この3名の方も含めて5名ということで御理解いただきたいと思います。

【山岸会長】 よろしいでしょうか。じゃ、どうも御苦労さまでした。ありがとうございました。

(休 憩)

(再 開)

【山岸会長】 それではまた再開したいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、河川下水道課の方、お願いします。

【鳴海河川下水道課長】 はい、よろしく申し上げます。河川下水道課として、本日は2件の案件がございます。まず初めに（仮称）新宿滞水池上部利用検討会のほうから説明いたします。市民参加の対象事項の区分といたしましては、条例第7条第1項第4号の主に市民が使用する

公共施設の設置に係る計画等の策定または変更としてとらえました。

事業概要ですが、平成24年から25年度で施工する新宿1丁目地内の新宿滞水池完成後の土地の上部利用につきまして検討するものです。ただし、この場所につきましては、都市計画道路の決定を受けた都市施設であることから、その土地利用についてはおのずと法的な制約を受けることとなります。したがって、その利活用の範囲といたしましては、例えば低木や中木等の植樹や植栽、あるいはベンチを置いた憩いの場などの利用が考えられます。なお、過去におきましては、主に駐車場として利用されてきました。

実施する市民参加の方法です。1番目といたしまして条例第8条第1号のパブリックコメント、2点目といたしまして同じく8条第3号のワークショップを考えております。実施する市民参加の方法を選択した理由、実施方針等ですが、パブリックコメントにつきましては広く市民から意見を募るものです。ワークショップにつきましては、主に地元の市民意見を反映して、土地の利活用を図るものです。なお、この市民参加の順番につきましては、ワークショップで作成した素案に基づき、パブリックコメントを実施したいと考えております。以上で1点目の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【出石委員】 ワークショップの実施のイメージを持っておられますか。市民参加条例の施行規則にワークショップだけ手続の規定がないですね。なので、どうやってやられるか、確認したいのですが。

【鳴海河川下水道課長】 まだ確定ではないんですが、一応5月、6月、7月の間に2回から3回、場所を決めて集まっていたいただいた方、特に公募するのではなくて、恐らく地元の方が多いと思いますので、集まっていたいただいた方を対象として開催して、それで決定したいと思っております。パブコメについては、その後8月から9月ごろを考えております。

【出石委員】 広報紙とかホームページで開催案内をして、来てもらった人はみんなそこでグループつくるか何かして議論しましょうということですね。

【鳴海河川下水道課長】 はい、一応広報でお知らせを、既に原稿を出しました。

【今井委員】 これね、前回の、滞水池設置自体の説明会のときに、私は最後の方は出られなかったけど、こういう地上の利用の仕方についても、いくらか意見は出ているのですか。

【鳴海河川下水道課長】 そうですね、具体的な内容は、そのときは細かくやらなかったんですが、やはり今までの駐車場よりも、もしかするともう少し緑を配したほうがいいのかとか、そういう意見はございました。ただ、今後我々が心配しているのは、恐らく横のマンションに住む方にとっては、ベンチとか置くことによって、青少年がたむろすると嫌だという方もいら

っしゃるんじゃないかと。そこら辺でワークショップを開いてみないとわからないところがあるのではないかと考えております。

【山岸会長】 じゃ、よろしいでしょうか。もう一つあるんですけど。逗子市公共下水道事業計画の変更について、お願いします。

【鳴海河川下水道課長】 それでは、2点目を御説明いたします。対象事業の名称ですが、逗子市公共下水道事業計画の変更です。対象事項の区分といたしましては、このたびの審査票は、7条第1項5号のその他市の執行機関が必要と認める行政活動ということで、審査票を提出したところではありますが、下水道の所管としては、条例第7条第2項第2号に規定する実施基準が法令に規定するものにも該当するものとも判断し得るものであるため、市民参加の対象となるか否かの判断につきましては、本日の審査会の判断を仰ぎたいと思っています。なお、平成24年度から25年度に実施する新宿滞水池築造工事に係る合流式下水道緊急改善計画につきましては、市民参加を要しないとの市の判断に関して、平成24年9月8日付の逗子市市民参加条例に関する苦情が地元市民から寄せられまして、審査会で審議の結果、出席委員の過半数の賛成をもちまして、条例第7条第1項第5号のその他市の執行機関が必要と認める行政活動として市民参加の手続を行うことがより適切な行政運営であったとの勧告を受けています。参考までに、この合流式下水道緊急改善計画につきましては、下水道施行令の規定に基づきまして実施するものです。以上でございます。

あ、ごめんなさい。事業概要を説明いたします。逗子市公共下水道事業は、実施に当たり、下水道法第4条の規定に基づき、5年から7年ごとに事業計画を定めて事業を実施していますが、現時点の計画が平成21年度から25年度末で期間が満了するため、平成25年度中に次期計画の策定が必要となるものです。この下水道事業計画の変更とは、具体的には予定処理区域や排水施設、終末処理場の配置、構造、能力等を定めるものでありますが、本市においては下水道施設がほぼ整備済みであるため、次期5カ年計画は既存施設の改築、更新が中心となり、今回の見直しにおいても期間の延伸が主な目的ということになります。

実施する市民参加の方法につきまして、これは市民参加を要するとした場合で考えております。条例第8条1号のパブリックコメント、2点目といたしまして同じく第2号の逗子市下水道事業運営審議会、これは附属機関の審議会等ということに該当することになると思います。実施する市民参加の方法を選択した理由、実施方針等ですが、パブリックコメントにつきましては広く市民から意見を募るものです。2点目の逗子市下水道事業運営審議会につきましては、知識経験者2名、市民8名の委員から構成するもので、より専門的で具体的な内容の審議が可

能となるものと思っております。なお、市民参加の順番につきましては、下水道事業運営審議会で作成した素案に基づきまして、パブリックコメントを実施する予定です。参考までに、下水道事業運営審議会は2013年（平成25年）10月ごろを予定しております。これに基づいて素案を作成いたしまして、パブリックコメントを平成25年11月から12月の初旬ごろを予定しております。以上で説明を終わります。

【山岸会長】 はい。いかがでしょうか。

【片山委員】 附属機関の公募の有無のところ、有無、ありというふうになっていて、市民8名は各地区ごとに。

【鳴海河川下水道課長】 そうです。逗子地区から始まりまして、新宿地区まで8地区の代表者です。

【片山委員】 で、公募なんですか。

【鳴海河川下水道課長】 そうですね。基本的には公募するんですが、条例上は再任も可となっております。任期は2年です。ちなみに、今回は3月末で任期が終わりますので、新たに公募中でございます。

【出石委員】 最初のほうでおっしゃられていた、この事業自体が市民参加条例の対象事項から外れることもあるのではないかという話、ありましたよね。それというのは、7条2項2号で言う実施基準が法令に規定されているものに当たるのではないかということですか。

【鳴海河川下水道課長】 これは本日都市計画の所管との意見交換もあったかと思いますが、我々もきのう、おとといの時点で都市計画の案件がこれに該当して廃止にならないでねということ部内で聞いたものですから、それで急遽、きょうの私の説明を変えたところなんですね。先ほども申しましたように、例の新宿滞水池では勧告を受けておりますから、我々としては7条の1項5号でやらなければいけないと思っていたところなんです、都市計画課の所管のその意見を聞きまして、やはりじゃあその部内でもある程度統一性を持たせなくちゃいけないかなと思ひまして、急遽本日このような意見に変えたところです。

【出石委員】 それでは、まだきょうの結果聞いてませんね。

【鳴海河川下水道課長】 まだ聞いてません。

【出石委員】 都市計画決定でも市民参加手続を行わなければだめだという話があります。それで、中身を聞きたいのですが、下水道法4条1項に基づき事業計画を策定するところを多分根拠として今のお話だと思うのだけれども、条例で言う実施基準が法令に規定されているものというのは、市に全く裁量はなくて、例えば口径がいくつでとかね、道路だったら道路の舗装

厚がいくつで、幅員がいくつでなど、もう決まっていて、それ以外にやりようがないというのだったら市民参加はいらないですよ。そうではなくて、法令で計画をつくれと言っているだけだったら、裁量あるわけですよ。そうすると、この事業が市民参加がいる、いないではなくて、下水道法4条1項に基づき事業計画を策定するというのは、策定自体を義務づけているだけではないのですか。

【鳴海河川下水道課長】 はい。

【出石委員】 であれば、それはこれに基づいて市民参加がいらないというね、7条2項2号には当たらないです。それで除外してはいけません。だから、それ以前に、そもそも7条1項に当たるかどうかですよ。それで、確かに7条1項の1から4号までには当たらないと思いますので、だから考え方によっては、そもそも条例の対象ではないという言い方はできると思います。ただ、前回の類似事項で、ありました経緯を踏まえれば、今回御提案のあるその他市の執行機関が必要と認める行政活動とされるのは、私はよりの確というか、より望ましいということだと思います。審査会側としては、参加手続をやらなければいけないとは多分言えないと思うのです。ただ、望ましいと私は思います。

【鳴海河川下水道課長】 我々も例の勧告を受けた所管ですから、それはやはりやらない…5号をやらないとは言えないですがね。ですから、それでやろうと思っておりました。

【出石委員】 なので、よろしいのではないですか。

【山岸会長】 皆さん、よろしいですね、じゃあ。どうも御苦労さまでした。

【鳴海河川下水道課長】 ありがとうございます。

【山岸会長】 次は社会教育課の方、お願いします。資料は16、17か。

【沼田社会教育課長】 公民館の転用についてという案件と、それと社会教育総合プラン策定についてということで、2本できょうはお願いします。

公民館の転用につきましては、前回もこの説明させていただいたんですが、ちょっと予定と、時期が変わってきたということで、きょう御報告させていただきます。説明会を当初は25年の1月から3月ごろに行って、パブリックコメントを4月ごろに行う予定でいたんですけども、今回地域自治システムの進捗と調整する必要があるために、企画課と市民協働課と協議しながら進めています。そのためにちょっと当初の予定と時期がずれまして、夏ごろに説明する機会を設けます。公民館は小坪と沼間ということで、東西に分かれているんですけども、全域に説明するというか、住民に説明する義務がございますので、各小学校区ごとにとということで、逗子地区と久木地区、それから池子地区、それと小坪地区と沼間地区において、それぞれ説明

会を実施します。秋ごろにパブリックコメントを行って、26年の4月に転用を目指していきたいというふうに考えております。

プランのほうも一緒に。平成24年度、今年度から新たに社会教育事業について事業の評価を行うことといたしました。今までは従前、教育委員会においては学校教育においては学校教育総合プランというのがございまして、もともと点検評価という事業も行ったんですが、今回社会教育が点検評価を行うことになったことに伴って、評価するに当たっては単年度ごとの評価ではなくて、中長期的な計画を策定しながら事業を進める必要があるというところから、この社会教育総合プランというものを策定することになりました。策定に当たっては、社会教育委員会議の中で検討を行いながら、パブリックコメントを経て26年4月に公布という形で進めていきたいと思っております。

社会教育の目指す方向について考えるということで、一般に募集した参加者を対象に、ワークショップ形式で行っていきたいなというふうに考えております。以上です。

【山岸会長】 はい、どうも。いかがでしょうか。

【今井委員】 ちょっと、先ず公民館の生涯学習センター等への転用という方ですが、この市民参加の対象事項の区分というのは、これでよろしいのでしょうか。この転用というのもやっぱり第7条第1項4号ですか。

【出石委員】 計画つくるわけですか。このとおりで、計画をつくるのだったらそうだけど、計画ではないんでしょう。

【今井委員】 要するに現在ある公民館について、それを転用していくということでしょう。

【沼田社会教育課長】 はい、そうです。

【今井委員】 だから、公共施設をつくるというのじゃなくて、今ある公民館を何か使い方の変更していこうというようなことなので、もし該当を決めるとしたら、何かむしろ市民生活に重大な影響があるのかどうかもちょっとわからないんだけど、そういう項目に…。

【沼田社会教育課長】 全く新たなものというのではなくて、今ある公民館の機能を残しつつ、さらに皆さんが今求めていることに、公民館は社会教育法にその定義が決められている。それを超えた部分をクリアさせるために、いくつかの機能を持たせるという転用になりますので。

【今井委員】 要するに用途の変更ということですよ。

【沼田社会教育課長】 そうですね、はい。

【出石委員】 というか、その計画をつくるわけではないのでしょうか。

【沼田社会教育課長】 計画をつくるわけじゃないです。

【出石委員】 そうすると、この区分ではないですよ。条例化するでしょう。

【沼田社会教育課長】 そうですね。

【出石委員】 そうすると、2号か3号ですよ。あるいは両方当たるかもしれないですが、要はこの4号というのは、例えば、文化センターなら文化センター設置基本計画とかね、そういうようなものをつくることを言うのですよ。これは事務局調整しましたか。どちらが望ましいか。結果的には条例になるでしょうって、有料化するわけだから。

【福本課長】 特に調整はしてないんですが、事務局としては公共施設の4号ですね…の解釈でいるんですが。

【出石委員】 ほかの案件もそうしてるのですか。計画をつくるわけではないでしょう、本件は。

【福本課長】 これ、4号をどう読むかなんですけれども、もともと計画つくるものじゃないんですけれども、公共施設が既にある中で整備はされていますけれども、公共施設を提供するという大きな市の方針といいますか、考え方を計画ととらえて、それを改めて、つまり公民館というのを廃止をして、新たにコミュニティーセンターを設置し直すという、その考え方を計画というふうにとらえています。

【出石委員】 私はちょっと違和感がある。

【福本課長】 客観的に、例えば3号、確かに重大な影響があるんですが、言葉尻をとらえてしまいますと、3号は基本的には制度の導入、制度というのがそもそも対象になっているというのがございます。あと2号も、確かにこれ、設置条例は当然出はくるんですけれども、権利義務を内容とする条例ということなので、基本的にはちょっと細かい言葉尻でとらえてしまえば、4号が一番説明がしやすいというふうに事務局のほうでは考えていたところです。

【出石委員】 こだわらないですけれども、多分全国的にこういう市民参加条例つくったときのこの4号の意味というのはね、公の施設の設置管理条例のときにパブリックコメントをかけたもしょうがない。むしろそれはもう条例の中身だから、その前にこういう公共施設、公の施設をつくるということ、その段階できちんとあらかじめ市民参加をやろうということで、この規定というのが置かれているのですよ。だから、そうすると、そもそもこの公民館を生涯学習センター化するという方針がどこかで出される。その段階から市民参加するというのが筋なのですよ。今回はどういう段階なのですか。決めることは決まっているわけですか。

【沼田社会教育課長】 教育委員会の中では、もう決まっています。

【山岸会長】 さっき何か用途一部変更と言いましたけど、ではなく、もう全く一部を変える

と。この生涯学習センターに公民館を全く、完全にやめて、生涯学習センターにするんだと。コミュニティーセンターですか。

【沼田社会教育課長】 名称はまだ不確定な部分もあるんですけども、設置場所も全く同じで、それで使い勝手を一部変えていく。

【今井委員】 これ、完全に換えちゃうということですか。それとも一部使えるようにするぐらいじゃないんですか。

【沼田社会教育課長】 そうですね、一部。

【今井委員】 そうでしょう。使えるようにするという程度なんでしょう。私が解釈するには、9割はもともとの使い方を使って、1割ぐらいこの用途も入れるよということになると、違うんですか。

【沼田社会教育課長】 割合の部分は9割、1割というのは別にして、そういうイメージです。

【今井委員】 そういうイメージですよ。だから、あくまでも今まで使っていた中にこういう用途も入れてやるよという感じなんだろうと思うんです。そうだとすると、公共施設を新しくつくる場合なんかの計画、設置計画みたいなものとはちょっと異質だなという感じが私はするんですよ。今まであった沼間公民館とか、そういうところを生涯学習センターとして使ってもいいじゃないか。要は、いいかどうかということの解釈なのかと私は思うんです。そうだとしたら、これ、どれであてはめてもいいようなものなのかもしれないけど、要はちょっとイメージ的に違うなという感じがする。

【福本課長】 この案件、実は現在は教育委員会のほうで持っている建物ですので、こういった形で説明上がっていますが、計画全体を見渡しますと、実はこの受け皿が市民協働課になるということですので、ちょっと立場が違ってくと私のほうから説明させてください。この案件自体は、実は過去にも審査会にかかっておりまして、市民を含めた転用の検討委員会というのを開催しています。その際は、まだパブコメのほうの手続が明確に提示されてなかったということで、今回そこも含めてまずこの案件として整理されているということです。そして、結果的に使い方が大きく変わるんですが、場合によっては施設整備も伴うということも想定されます。というのは、基本的には公民館の看板は確実になくなりますので、公民館自体廃止なんです。この設置条例がなくなる。そうすると、一旦、何も使われてない建物になりますよというところに関して、いろいろコミュニティーセンター、建物の固有名詞はわかりませんが、小学校区の地域自治を想定したコミュニティーセンター等の使い方としての建物として、新たにその位置づけが条例化されます。ですので、そういった意味では現在の条例の中で運用云々

という話ではございませんので、機能的に新しい建物ができるというふうに解釈していただければ間違いない。

【今井委員】 なるほどね、そういう考え方で言ってるわけね。なるほどね。

【山岸会長】 全国的に公民館の機能というのは相当落っこちて、どうしようもないという、文科省の委員長だったかな、どう変えるか、市民参加でやらないと、もう活用できないという結論だったんですね。

【出石委員】 同じ件で、先ほど御説明の中で、説明会という言葉が使われました。実際にこちらはワークショップという形で挙げているのだけど、どちらですか。原案のない中で基本的には市民と行政が一緒になって案をつくり上げていこうというのがワークショップですから、今の話だと、もう方向も決まっていて、案があって、それを各地区で5回にわたって説明しようという意味ではないのですか。

【沼田社会教育課長】 この指標については、これから企画課、市民協働課、社会教育課の3課で合同でどういうふうな形でやっていくのかというのは、はっきり今の時点で決まってない。

【出石委員】 ワークショップにしたということは、これ、大事なところだと思うのですよ。そもそも説明会でもいいわけだから、実施する市民参加の方法のうちの公聴会等でもいいわけですよ。それをあえてワークショップとしているということは、より積極的なのですよ。原案を持たずに市民と一緒に考えてつくり上げていこうというのがワークショップですから。そうなんですか。そうじゃないんじゃないですか。だから、教育委員会が、あるいは最終的には市民協働課に移るかわかりませんが、市がこういう方向でいくと、今もはっきり言われた公民館は廃止と、そして生涯学習センターにするということをもって、それを市民の皆さんに説明してもらいたいのではないのですか。だとしたら、公聴会等になると思います。であれば、そういうふうに、こちらに訂正していただいたほうがいいと思います。ワークショップでやるのだったらいいのだけれど、多分もうその段階ではないという気がします。

もう一方の社会教育総合プランのほうは、先ほど説明では、ワークショップと言われたのだけれども、そうですね。

【沼田社会教育課長】 そうです。

【出石委員】 であれば、いいと思います。

もう1点いいですか。社会教育総合プランのほうになりますが、これも説明の中で、社会教育委員会議でこれまで検討してきたという話をされましたが、私の記憶でも、たしか市民公募入っていなかったような気がします。それでよかったですか。

【沼田社会教育課長】 社会教育委員は、そうですね、入ってないですね。市民の団体の代表というだけであって。

【出石委員】 了解。市民公募が入っているのだったら、さらにこれ、参加手続に入れられますね。附属機関のほうですか。たしか前にもここにいかかって、市民が入ってないという話でしたね。それでワークショップとパブリックコメントしたと。はい、わかりました。

【今井委員】 もう一点、社会教育プランという策定との関連をお聞きしたいのですが、今日の審査の22番の項目にずし生涯学習推進プランの改定というのがありますね。これとこれ、かかわってくる課題ですか。

【沼田社会教育課長】 そうですね、その生涯学習推進プランに挙げられた施策の方向のうちに社会教育課の対象事業を洗い出して、その生涯学習プランが上にあるから、その下に総合計画ができる。

【今井委員】 そうすると、この項目のワークショップに、22番の生涯学習プランの中に出てくるメンバーが絡んでくるということはあるですか？（個人的に、知人が居るので…。）

【沼田社会教育課長】 そちら生涯学習推進プランのほうは、市民協働課のほうで。

【今井委員】 この社会教育総合計画のワークショップのメンバーは、それとは全然別ですか。

【沼田社会教育課長】 メンバーは違いますけども、骨格づくりという部分では絡んできます。

【今井委員】 そうですね、わかりました。どうもありがとうございました。

【出石委員】 違う件で1点、逗子市は社会教育主事って1名。

【沼田社会教育課長】 いや、今は社会教育課には2名います。公民館には今いないんですけど。

【出石委員】 わかりました。

【山岸会長】 よろしいですか。どうも御苦労さまでした。

では、国保健康課の方、お願いします。

【金国保健康課副主幹】 国保健康課の金と申します。よろしく申し上げます。後期高齢者医療保険料及び国民健康保険料延滞金の割合の変更について、一括で2件説明させていただきます。

国税の見直しに合わせ、地方税の延滞金等の割合の変更に伴い、後期高齢者医療医療保険料及び国民健康保険料の延滞金について、同様に変更を行うものです。A4横の資料「延滞金等の見直しについて（案）」という資料をごらんください。現在の延滞金割合につきましては、後期高齢者医療が納期限の翌日から3月を経過する日までについては7.3%、それを超える場

合については14.6%となっております。国民健康保険については、期間によらず7.3%となっております。ただし、この7.3%の割合につきましては、特例措置により4.3%となっております。変更後の割合につきましては、この資料の右側に出ているとおりとなっております。

手続としましては、国民健康保険は国民健康保険運営協議会で検討していただき、後期高齢者医療は公聴会等を行う予定でございます。また、パブリックコメントは本年7月ごろに実施しまして、その後、9月の議会に条例改正を提案する予定となっております。簡単ではございますが、以上です。

【出石委員】 この延滞金等の見直しについて（案）というのは、国の資料ですね。これは法改正によって特例の見直しの数値になるのですか。これはもうそのまま、それを本市に置きかえるときに、裁量権はあるのですか。

【金国保健康課副主幹】 ほぼないと思います。

【出石委員】 「ほぼ」というのは、あるのですか、逆に。全くない、要するに法律で決まっている数字は絶対変えられないからということですね。

【金国保健康課副主幹】 地方税法が改正されまして、地方税もそれに伴って、市民税とか固定資産税は変わるんですが、国民健康保険と後期高齢者医療は条例でそれをうたっておりますので、その変更に伴い、同じ額、同じ率で変更するという手はずとなっております。

【出石委員】 それだとほとんどということなのですね。やろうと思ったら、条例は議会で決めることだから、変えてもいいという可能性はなくはないが、実際には全部一緒ということですか。

【金国保健康課副主幹】 はい、そうです。

【出石委員】 本当は市民参加手続をとらなくていいような気がしますが、やるというのだから、いいのではないですかね。

【山岸会長】 次、説明をお願いします。

【金国保健康課副主幹】 続きまして、じゃあ国民健康保険料軽減措置等の変更について御説明いたします。国民健康保険法施行令の改正に伴い、国民健康保険料の軽減措置の変更を行うものです。A4の資料「特定世帯等に係る国民健康保険料の特例措置の延長等」をごらんください。資料に書いてありますが、平成25年度税制改正の大綱、この括弧書きの中にありますとおり、国民健康保険の被保険者であったものが国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合について、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久化するほか、特定世帯に係る世帯別平等割額を最初の5年間、2分の1減額する現行措置に加え、その後3年間、4分

の1に減額する措置を講ずるとなっております。制度改正による条例改正の事務処理につきましては、本年2月25日に国民健康保険条例参考例を市で受領しまして、その後に条例改正案を作成し、現在例規審査会に条例改正案を提出した段階でございます。予定では、例規審査会を3月中旬以降に行い、年度内に専決処分で条例改正をしまして、4月の臨時議会にて議会の承認を得る、こういう運びになっております。この制度改正の施行が4月1日であるため、逗子市市民参加条例第7条第1項第1号「緊急を要するもの」に該当するため、市民参加の対象事項としないものとさせていただきました。簡単でございますが、以上で説明を終わります。

【山岸会長】 はい。

【出石委員】 これも法令の改正に伴って条例事項だけど、ほとんど裁量の余地はないということですね。

【金国保健康課副主幹】 補助金のほうもこれは絡んできますので、さらにやらなければ、絶対やらなければならない。ただ、条例にうたってありますので、条例を改正します。

【出石委員】 これは市民協働課に確認することかもしれませんが、条例の7条2項1号の緊急性に該当するとしたときには、同条の4項で、その理由に、市民参加の手續に記載はなかった、その場合に、その理由及び対象事項の内容について速やかに公表するとともに、市民参加制度審査会に報告するとなっておりますが、まず市民参加制度審査会の報告というのは、きょうの部分が当たるのですか。

【金国保健康課副主幹】 はい。

【出石委員】 それと、こういう事情で市民参加手續はやりませんでしたという公表はしなければいけないと思います。

【金国保健康課副主幹】 制度の改正をホームページ等でお知らせしますので、そのときに一緒にやらせたいと思います。

【出石委員】 はい。やむを得ないと思います。

【山岸会長】 次はまちづくり課の方、説明をお願いします。

【青柳まちづくり課副主幹】 今回、お出ししている調書にもありますが、市民参加の対象事項の名称といたしましては、まちなみデザイン推進のための景観デザインコードという名称でございます。通常のマちなみデザインコードまたはデザインコードという名称で、略して呼んでおります。概要等にも詳しく書いておりますけれども、補足といたしまして、事の発端といたしましては、まちづくり基本計画推進会議という、ほととぎす隊のメンバーの方々と、あと市の部長級の職員が一堂に会する会議があるんですが、その中でほととぎす隊の方々から、い

つか実現したい事項というのが当初示されまして、その中にこのまちなみデザインコードがあったということを聞いております。そこから、ではその後の対応については各所管で行うということになりまして、実際その作業の進め方については、各部会に分かれているようなのですが、部会のほうで任せるというところで、これはほととぎす隊の景観部会というところが引き取って、ワークショップの形で進めていくということになったようです。

それで、そこにもありますとおり、大体ほぼ4年ぐらい経過をしておるんですが、その中で、事業概要にもありますように、実際にまち歩きをしながらデザインスタディーを行うなど、作業を進めてきております。今回こちらで示している内容といたしましては、市民参加の対象事項とするかどうかというところなんですけれども、当然市民参加でやっている内容なんです、実際にほとんど、ほぼほととぎす隊の景観部会のほうがリードでやっているという形で、完全クローズではないんですけれども、公募等はしていない状態です。たまに部会の方々がほかの方を連れてきたりするんですが、実際、人数的にふえているというものではなくて、基本的にはその部会の中でやっているという内容ですね。あと、行政といたしましては、ワークショップに参加という形をとっているんですが、実際に4年あまりの期間で勉強会的な意味が強くて、最終的にはデザインコードをつくるという目標はあるんですが、果たしてそのデザインコードが現状では景観条例でありますとか景観計画でありますとか、それとどのような形でかわってくるかというところについては、行政としてのお願いといいますか、そういう形でぜひつくっていただきたいという話はしていますけれども、どうもそこまできっちり固まったものはないというところがございます。

ですので、状況としては、ある程度のものができてから、それが果たしてこれまでつくっている景観条例なり景観計画なりの補完をするものなのかどうかというものを判断した上で、パブコメのような形で意見を聞くということがあるのかなというふうには考えておまして、市民参加条例で言う市民参加の形には当たらないのかなというふうには思っております。説明は以上です。

【山岸会長】 はい、どうもありがとうございました。いかがでしょうか。

【出石委員】 7条2項の3号で、軽微なものにとるといときには、その前に7条1項各号のどれかに当たるから、本当は市民参加をするのだけれども、軽微だからやらないというロジックなのです。今どこにもチェックが入ってないんだけど、それはどうなのですか。最後の説明だと、そもそも市民参加の対象ではないということだったら、これ、いらぬですよ、そもそも。ここで今、議論することはいいことですけどね。

【青柳まちづくり課副主幹】 所管といたしましては、正直もともと市民参加という、この条例の事項には当たらないというような判断で始めております。ですので、ここも軽微なものにつけるのもどうかと思いましたが、前の対象事項のところも、正直つけるというのも、ちょっと難しいかなと思った次第ですので、これは私もこのロジックはわかっていたつもりですので、ちょっと示すのが難しかったというのがございます。

【出石委員】 そうすると、これは前会長のときに、そういう市民参加手続に当たるかどうか微妙なようなときには、事前相談をするという形になっているのですよ。会長に連絡が行ってね、それで判断しようということになっているので、多分その手続をしたほうがよかったのではないかと思います。審査会に出てくるから我々の目にとまるのでいいことなのですが、おっしゃられるとおり、これ、私は微妙だと思います。事前相談がよかったと思うのは、本当に軽微というか、市民に影響がないの、もしこれがデザインコードができたときに、ある程度、いろいろな市の景観を守るために一定の何か市民に拘束したりとか、あるいは財産権に影響があったりとかする可能性があるのだとしたら、これは決して軽微ではないし、必要があれば、その他市の執行機関が必要と認める行政活動として、市民参加手続してもいいと思うのです。それで、気になるのは、これ、このままずっといって、急に決まってきたら、ほととぎす隊の独占になってしまいますよ。ほととぎす隊が、市民だというのは、それは正しい表現ではない。一部市民です。一生懸命活動されているのはわかるけれど、それは市民全員の総意ではないのですよ。だから、最後にパブリックコメントと書いてあるのは大事ですよ。これは残してもらわなければいけないのだけでも、ほととぎす隊は市民全体の総意ではない。だから、もしこの内容が重要な事業、市民に対して非常に影響が与えられる、影響があるとかということにもしなるとしたら、市民参加手続をやらなければだめですよ。そこは厳に申し上げておきたいと思います。

【今井委員】 私は、今、出石委員が言われたことと同じようなことになるかもしれないけど。これ、結局、最終的にデザインコードというのができ上がったところで、それを行政として採用しようという段階で、市民参加の手続きしないとまずいと思います。実は私はほととぎす隊にずっと属してしまっていて、今もいるんだけど、率直に言って、先生が言われたように、この件は、市民参加の対象事項にしてパブリックコメントを最終的にはやっぱり実施したほうが良いだろうと思うんですよ。ただ、今の段階では、青柳主幹が言われたように、まだ最終決定したわけじゃないでしょう。それで、さっき言ったように、市民参加手続きの事前相談というのがあって出石先生おっしゃってましたよね。まだ時間的な余裕があるなら、それに諮られたら

どうでしょうか。私自身、最近は景観部会に殆ど顔出していないから、詳細は分からないけど……。私も、出石委員がおっしゃられたように、今の段階では、ほととぎす隊が全市民を代表するものだとは思ってない。（その理由などについては、市民協働課に別途に後日コメント提出する。）だから、最終的に市民のパブリックコメントを求めるということについては、私も反対しません。

それで例えば、先の議題で自然回廊プロジェクトというのが出ましたけど、実はこれは私自身が関わり中心になってやっているプロジェクトなんだけど、そういう観点から、今の時点でパブリックコメントは一回求めるべきだということをプロジェクト員の皆に話したんです。つい先程、伊藤課長から説明あったけど、やはり全市民に納得してもらうために、そういうことをやったらいいじゃないかと。確かにほととぎす隊はその創られた時点においては市民の公募が大勢あった隊です。しかし、市民全部ではないことは事実だ。だから、最終的に市民のためを思ってやっているには違いないけど、最終的にできた段階で、それがデザインコードとして完成した段階まで持ってきたところでは、一度それが、本当に全市民の理解を得られるかどうかパブリックコメントに掛けたら良い。そのほうが、実はほととぎす隊のためにも良いと私は思ってます。誰が、どういう形で作るにせよ、真に市民のためになるもの、本物なら、最終的にそれは残る。残らないわけがない。…というのが私の考えです。デザインコードも自然回廊もこの点は同じですよ！正直言って。だから、そういう形で…。

【出石委員】 補足しますと、ほととぎす隊の活動について、私は好ましいと思っています。それは、今の段階のほととぎす隊は市民活動です。市民協働ではないのですよ。というのは、市民参加条例というのは、名前のおりで、行政活動に対しての市民参加です。だから、ここで書いていることしか見てないからわからないけども、今やってるのは、市民活動としてほととぎす隊が独自にデザインコードをつくろうということで活動してるのでしょうか。行政はどれだけかかわっているか。最終的に行政が市として、このデザインコードを市の決定でつくるとなったときには、市の事業になりますから、それは市民参加手続をやらなければだめですよ。そのときにどういう方法をとるかということになってくるのだけど、あくまでも、ここを読む限りでは、今ここに出す必要はない。だけど、いずれ市の事業としてちゃんと位置づけるかどうか。予算化してるのですか。

【青柳まちづくり課副主幹】 位置づけ自体は、名称的にはあります。予算化もですね、これに対しての予算というのは特になかったんですが、一応まだ議会審議中ですけども、来年度の予算で一応来年度末までには冊子というか、読めるようなものをつくるということで、印刷製

本費を出しておりました、それが認められれば予算が初めて個別につくという形にはなると思います。

【出石委員】 つくられたものが、よくありますよね。色なんかもよくあって、冊子か何かになって、これを参考にしましょうとなる程度のものであれば、これは多分対象じゃないと思います。それがあつて、例えば強制力を働かせようとか、景観条例とリンクさせようとか、そういう話になってくると、今度、市民活動に影響があつたりとか、権利義務規制に及んだりとかする。そうすると、これは確実にほととぎす隊のみならずというか、むしろ何らかの形で市の政策としての市民参加手続をとらなければいけない。そういうことだと思います。なので、きょうは案件から外したほうがいいと思います。

【福本課長】 ちょっと事務局のほうから整理させてください。まず、基本的には対象となるかならないかの案件は、これまでもグリーゾーンのものは調書を作成して、委員会で審査していただけてました。結果的になるもの、ならないものとあります。それをやるための調書が、この調書2であつて、まずはその判断を景観のほうは求めて出してきたという形になります。対象を通じて事前相談云々という手続なんですけれども、我々は基本的には今言った手続は審査会でやるというふうを考えているところです。ただ、審査会の開催が年に原則2回しかない中で、タイミングが合わないということがございますので、それは先日も行わせていただきましたが、あえて確認したいものというのは書面確認といったことでもって審査委員の皆さんにお願いをしているところです。

あと、結果的にその案件なんですけれども、今、出石委員がまさに言われたとおりでして、この調書中の真ん中あたりですよ、参考となるようなものをつくるということの事業だということで、こういったものが市民参加の対象事項のどれかに該当するのかと、権利義務に該当するのか、市民生活に重大な影響を与える制度の導入なのかといったことで所管のほうは当たらないでしょうといったことで今回考え方を示させていただきました。そこを中心に御判断いただけたらというところがございます。

【今井委員】 でもね、デザインコードの大枠となるものここに書いてあるけど、その大枠となるものというのが、どういうものかによっては、僕はやはり確かに、市民生活に重大な影響が出る可能性はなくはないとは思っています。どういうものを出そうとしているかも今の私は知りませんが、デザインコードとしてどういうものを出そうとしているかということが一つの問題だ。だから、それだけにでき上がったものについては、一応パブコメを求める。この必要もあるだろうというのが私の考えです。市民生活に重大な影響を与えるようなものであるな

らね。少なくとも今は未だ完全な形にはなっていない。完全な形のものができる段階で、市民審査にかける必要があるのか否か、ということは、もう一度考え直さないといかんだらうというふうには、私は思ってます。そういう意味では自然回廊プロジェクトも全く一緒ですよ。だから私は完成した暁には当然、市民参加にかけるべきだということ言ってるんですよ。個人的に言えば、本当に正しいもの、真に市民が要望するものだったら、どんな計画や制度だって最終的には通るはずなんです。そういうものをつくっていくのが本来のほととぎす隊のあるべき姿なんだと私は思います。

【山岸会長】 はい、わかりました。

【今井委員】 私はそう思ってます。

【青柳まちづくり課副主幹】 ちょっと発言してよろしいですか。今井委員がおっしゃっているように、私どもその影響がどういうふうに出るかというのは、もちろんわからないというか、こちらの考えている内容とほととぎす隊の人たちが思い描いている内容というのが、ほととぎす隊の方々個人でもかなり違う面があって、その部分が、じゃあほととぎす隊はこうですまでも言ってない。行政としては、これをお願いしたいというのは示しているんですが、その部分がどこで折り合うかというのが、正直今この段階では申し上げられないという状況ですから、正直なところ、確かに権利義務に関して影響を与えるようなものになる可能性もあると思います。それがある程度形になって、これは影響が出るだろう、もしくは条例なんかに影響が出るものだというふうになった時点で、それはもともとすぐにかけるつもりではおりましたので、ただ、それまでは正直、海のものとも山のものともいう状況が続いておりました。ですので現状ではちょっと時期的に出すべきなのかどうかというところで判断を迷っていたということがございます。

【山岸会長】 わかりました。ほかに御意見。よろしいですか。どうも、難しい案件について、どうも御苦労さまでした。

【青柳まちづくり課副主幹】 すいません。よろしく申し上げます。

【山岸会長】 介護保険課ですね、はい。資料24。お願いします。

【須田介護保険課副主幹】 それでは、よろしいですか。介護保険課のほうから御説明をさせていただきます。まず最初にですね、本日追加案件ということで、事前に皆様お手元に資料が届かなかったことに対して、まずおわび申し上げます。

では、介護保険課のほうから御説明をさせていただきます。市民参加の対象となる案件といましては、介護保険料の延滞金等の割合の変更について。主な対象者としては、65歳以上

の介護保険被保険者ということになっております。介護保険料は年金からの天引きで、特別徴収という方法と、直接市民の皆様から納めていただく普通徴収という方法の2種類があります。特別徴収というのは全体の約9割、1万6,000人ぐらいが特別徴収の対象者です。この方々については延滞金はかかりません。約1割の千五、六百人の方について、普通徴収ということになりますので、この方々に対して延滞金がかかるようになります。なる根拠といたしましては、介護保険法のほうで歳入と定める事案については、地方自治法を参考とみなさいということで、地方自治法のほうを見ますと延滞金を徴収することができるということになっておりまして、その徴収をする場合には条例で定めるということになっています。この条文を受けて、逗子市のほうでは介護保険条例に延滞金を取る規則を定めているわけです。今回、国のほうは今、国会でこれから審議をされる予定なんですが、延滞金の率の計算の仕方に変更が生じるということで、お手元のほうの、うちのほうの資料につけてございます。まず、この改定内容については、市中の金利が下がっているので、延滞金の計算する率も下げたほうが良いという話があって、基本的には緩和されるということなんですね。施行が平成26年の1月1日ということなので、一番最初のページにもありますように、9月議会に提案を予定しているところです。この調査票1では、パブリックコメントと、先ほど話しました介護保険のほうには懇話会がありますので、この懇話会のほうで延滞金についての改正についてお話をするというので、この計画書をつくっております。

説明としては以上なんですが、ちょっと皆さんに逆に私のほうからお伺いしたいのは、今まで介護保険で延滞金を取るということで条例化されているもので、国のほうの地方税法に準じた形で取っているわけなんですけれども、これが国のほうが制度が変わったから、当然うちのほうも準じているので制度を変えるんですが、調査票1では出しているんですけれども、でもちょっと引っかかる場所もあるんですね。いわゆる罰則的なところでおくれた方については延滞金がかかるという取り決めなんですけれども、これをパブリックコメントとか果たして合うものなのかどうなのかというのが、ちょっと引っかかっているんです。それについてもちょっとアドバイスをいただけたらなということで。

【出石委員】 その点で、聞きたいのですが、先ほどの国保健康課と同様のものがあって、同様の手続を想定されていますが、今の説明で少しまたわかってきたのですが、介護保険法で延滞金を取るというのは、法律上義務づけで書いてあるのですか。先ほどの地方自治法は、取ることができるとなっています。ということは、取らなくたっていいということなのですよ。で、取るのだったら条例で定めろと言ってるのが地方自治法です。それに対して介護保険法は

何と言ってますか。

【須田介護保険課副主幹】 介護保険法の歳入は、地方自治法の例によると。

【出石委員】 であれば、これは市民参加手続が要ります。延滞金を取らなくたっていいのだから。実際の裁量権、先ほどもそんな話ししていたのですけども、そこまで詳しく聞いてなかったの、よくわかったのですが、極論なんですけど、確かに介護保険料も法律、介護保険の百三十何条に規定があって、条例で介護保険料を定めろと書いてあるから、極論を言えば、ただでやったっていいんですね。なので、そこはやっぱり結論からすると、条例にゆだねているというのは、自治体で決めていいよということなのですよ。

【須田介護保険課副主幹】 介護保険法…失礼しました。介護保険料は、ただではできないんです。

【出石委員】 あ、そうですか。そこだけしか読まなかったの、ごめんなさい。それはまた勉強しますが。話を戻して、条例でもってきていいということは、裁量が本来ある。ただ、実際には細かい基準が定められているケースがあって、これもそうだと思うのですね。実際には多分全国すべて同じであると思う。ただ、やっぱり理屈上は議会にゆだねているということは、議会が否決だってできるわけではないですか。そうすると、やはりこれは市民参加はやらざるを得ないのかなと私は思います。

【須田介護保険課副主幹】 わかりました。

【山岸会長】 よろしいですか。

【出石委員】 それで1点、懇話会の構成員が入ってないのですが。

【須田介護保険課副主幹】 すいません。先ほど介護保険のほうで計画を立てました。

【須田介護保険課副主幹】 9番の資料。

【須田介護保険課副主幹】 そこに名簿がついていますので。

【出石委員】 公募が入っているで、いいのですね。

【須田介護保険課副主幹】 公募の委員さん、入ってます。

【出石委員】 はい、わかりました。

【山岸会長】 どうも御苦労さまでした。

【吉川学校教育課主幹】 学校教育課です。学区希望制度の改変について、よろしくお願ひします。お手元に平成26年度入学生からの学区希望制という資料が行っているかと思ひます。このような制度変更をいたします。これ、年度当初に出せなかったのは、制度変更するかしないかという決定がまだ年度当初にははっきりしておりませんでした。最終的に定例教育委員会で、

では変えましょうというふうに決まったのが11月でしたので、このように事後申請という形になっております。すいません、御了承願えればと思います。

【吉川学校教育課主幹】 この制度自体は、中学校については平成16年度から、小学校については平成17年度、それぞれ入学生のところから始めておりました。国が学区というものを弾力的に運用するよという方針を平成に入ったあたりから強く打ち出してきましたので、それを受けて逗子市でも取り組んだということです。ただ、いろいろと課題が出てきまして、一番の課題が、特定校への集中なんですね。小学校の場合は逗子小学校に大変集中いたしました。ごらんになればわかるとおり、校舎もまだ新しい、きれいだという印象がいいということと、それから駅から非常に近いです。ですから、働いている親御さんは、自分が出勤するついでに子供を学校に置き、帰りもまた帰りに子供を迎えに来る。学校の目の前に図書館がありまして、8時までやっていますので、子供がいつまでもあそこにいるんです。何かというと、親を待っているんですね。学童も交流センターの中にあると、いろいろ使うと非常に親御さんにとって便利な学校なもので、大変に集中いたしました。ただ、あの学校の教室数には限りがありますので、希望する方をみんな入れるわけにはいかなくて、ついに平成20年度には抽選を行う事態となりまして、21年度、22年度についてはもう学区にいる、もともと住民登録のある子だけでも教室が足りなくなるというような事情になりましたので、もう受け入れ枠はないですよということになりました。

こういう状況で学区希望制があることがどうなんだろうという話になりまして、平成23年度、24年度、そして今度入学する25年度、3年間については休止、小学校については休止といたしました。中学校のほうは何とかなっておりましたので、ずっと続けておりましたが、久木中が今年度大変パンク状態になっております。受け入れ枠2名というところでやっていて、中学校もかなり厳しくなってきました。こういった事情を受けて、ちょっと学校のほうで意見を聞いたり、地域本部で地域の方に意見を聞いたり、PTAで意見を聞いたりということを重ねることを今年度総括ということでやってまいりまして、校長会議や教育長懇談会などいろいろ開いて、最終的に8月21日にまず原案を作成いたしまして、校長先生方に提案いたしました。10月17日、校長会議で原案を決定、11月12日、定例教育委員会に原案報告、その後12月12日に保護者・市民向け説明会を開き、1月4日から2月4日までパブコメ。この実施結果については3月4日から今、ホームページ上で公開しております。この後、3月21日に定例教育委員会で最終的な決定をいたします。26年度になってから、毎年学区希望制のお知らせを6月広報で行っておりますので、それに合わせて来年度も6月広報紙で次の入学生からはこのような学区希望

制になりますよ。小学校はなしですと。小学校は地域で子供たちを育てます。ただ、いろいろと事情があるお宅も当然ありますので、それについては考慮いたします。教育委員会に御相談してくださいということで、小学校はなし。中学校については、久木中学校がかなり厳しいんですけれども、逗子市はこの程度の規模ですので、小学校だとやっぱり学区って大事だと思うんですが、中学校だったら逗子市全体的で一つの学区と見てもいいだろうという地域の方の御意見もいただきましたので、中学校は今までどおり継続します。という制度変更をいたします。以上です。

【山岸会長】 はい、どうもありがとうございました。皆さん、どうですか。

【出石委員】 これ、昨年度これ出てますね。要はこれ、もう終わっていることではないですか。

【吉川学校教育課主幹】 そうなんです、はい。

【出石委員】 昨年度も去年の今ごろ、こういう形で公聴会をやったりパブリックコメントやるということを事前に出されてましたか。

【吉川学校教育課主幹】 これは事前に出しておりません。というのは、本年度を総括の年としていたんですね。結論が見えておりませんでしたので、その段階ではもしかしたら制度変更一切なしということも予想されましたので、ここに出すのはちょっと時期尚早かなと思って。

【出石委員】 事情はよくわかるのですが、やはり市民参加条例に規定があつてね、こう書いてありますよ。対象事項については事前に市民参加制度審査会に実施する市民参加の方法、その時期等について諮るものとするとして書いてあるんです。ただし、やむを得ない理由により、今のが当たると思いますけどね。やむを得ない理由により事前に諮ることができなかった対象事項については、その理由及び対象事項の内容について市民参加制度審査会に報告するものとする。まさにこれだと思うんですよ。ということは、この中に備考かどこかでいいと思いますが、今言った趣旨を書いてもらわないといけないんじゃないでしょうかね。事務局もこれ、だから開催時期にもよりますが、しょうがないですよ。しょうがないと思うのですが、それをちゃんと記載しないと、条例上そうなっているの。

【吉川学校教育課主幹】 では、文章としてきちんと今の理由を入れるということで。

【出石委員】 そうですね。

【山岸会長】 よろしいですか。じゃ、どうも御苦労さまでした。

【吉川学校教育課主幹】 ありがとうございました。

【山岸会長】 市民協働の方、3件ですね。はい、どうぞお願いします。

【須田市民協働課副主幹】　こちらは生涯学習推進事業のうちの対象事項が、ずし生涯学習推進プランの改定ということになっております。生涯学習推進プランにつきましては、現在こういう後期実施計画ということで、2011年から2014年の計画を今、推進しているんですけども、それが2014年が終わることから、2015年（平成27年度）からのプランにつきまして新たに改定の作業を進めるということとなっております。改定に当たりましては、今現在総合計画、逗子市の総合計画につきましても、2015年からの計画の策定の準備ができておりまして、総合計画は2015年から2038年まで、24年間なんですけれども、その中の市の方針として、このずし生涯学習推進プランのような基幹プランと連携した形で総合計画を進めていくという、大きい方針が示されまして、それを受けまして、実は新しい総合計画の柱立てで、5本の柱があります。そのうちの1本がこちらのずし生涯学習推進プランが入ってまして、それを基幹計画と呼んでいるんですけど、先ほど説明のあった福祉プランとか環境基本計画というのは、その基幹プランの一つになっていて、その柱立て5本のうちの1本になっていますので、そういう関係もあって総合計画と足並みをそろえて改定作業を進めるということで、これまでの改定とは多少作業が違ってくるということになります。基幹計画の役割として、その下に個別計画というのがありまして、実はこの生涯学習プランの下にスポーツ推進計画とか文化振興計画とか、5つの個別プランを束ねた形でつくりなさいという方針も出ているので、かなり作業的には今までとちょっと違うということになります。

それで、資料をめくっていただいて、横長のスケジュール表を添付しているんですけども、こちらに改定までのスケジュールを示しています。最終的には平成26年の6月策定に向けて作業をしている。というのは、総合計画のほうも平成26年6月議会での議決を目指していますので、当然連携して進めるということになれば、リミットはここになるので、福祉プランとか環境基本計画もここに目指しているということで、多少当初の計画から前倒しになっていて、タイトではあるんですけども、こちらを目指していきたいと思っています。そのためには、平成25年度の、まず1つ目の市民参加の手法として、生涯学習推進懇話会という、要綱設置の懇話会、アドバイザーをつけての懇話会になるんですが、こちらを年度の当初から4回ほどパブリックコメントに向けての原案づくりに会議を行いまして、パブコメは12月を予定しています。遅くともここでやらないと、恐らく間に合わないということがありますので、12月までにプランの原案をつくるというスケジュールで進めていきたいと考えています。それで12月にパブリックコメントを行いまして、ここで出た意見を反映させるためには、もう一回、一番上の欄で第5回懇話会を予定しています。ここで大きな変更を伴うような意見が出た場合には5回目の

プラン、懇話会を開きまして、最終的に最終案に向けての調整をしていきたいと思っていますので、結果的には懇話会5回、それでパブリックコメントという形で進めていければと考えています。

それと、これは基幹計画になりますので、これに附属する5つの個別計画の内容を理念の中に入れていかなければいけませんので、当然その5つの計画それぞれの会計で市民参加を行っていきますので、それらの情報を常時この生涯学習の懇話会に取り入れながら進めていきたいと思っております。以上で説明を終わります。

【山岸会長】 はい、どうもありがとうございました。

【出石委員】 これについて特になのですが、1点だけ教えてください。よく出てくるんですけど、メンバーの中にズシッパ連合会というんですけど、これ、何だろうと思って。

【須田市民協働課副主幹】 去年名前が変わって、老連ですね、老人連合会、逗子市の老人クラブ連合会がズシッパに名前が変わりました。

【須田市民協働課副主幹】 アドバイザーです。

【山岸会長】 いかがですか。では、これで。次のじゃあ説明をお願いします。次は市民参加条例の見直しについて。

【福本課長】 案件として御説明を差し上げる前にですね、手続的には先に諮問という形で話を整理したほうがいいのかと思うんですね。きょうの議題で、3番目で、市民参加条例の見直しについての諮問ということで議題として上がっているんですが、お手元のほうにもいわゆるコピーという形で、平井竜一市長から山岸会長あての文書で諮問書が出ております。こういった形で市民参加条例の見直しを行いたいと思っていますので、こちらの皆さんで御検討いただくといったことをお願いをしたいと思います。その諮問書をごらんになっていただくと、1番、2番と書かれております。1番が市民参加条例の改正について、2番が市民参加条例の運用に係る課題の改善についてということで、これ、書き方の問題というのものもあるんですけども、要するに市民参加条例のあり方、運用について問題があれば、それを改めていくといったことを諮問するものです。その結果として、市民参加条例の改正が必要になるもの、あるいは市民参加条例の施行規則の改正が必要になるもの、あるいは条例・規則には影響はしないけれども、ガイドライン等の整備ということをもって、運用を改める、あるいは運用を明確にするといったようなことが考えられます。そういったものも含めまして、1番、2番ということで諮問の内容を提示させていただいたものです。

こういった諮問案件がございまして、本日の市民参加の審査案件が資料の23番ということに

なります。資料の23番です。まず、市民参加の案件の内容につきましては、今、私が御説明したとおりです。一応具体的に参加はどのようなふうに図っていくのかということなんですが、一つがパブリックコメント、もう一つが附属機関の審議会等。附属機関の審議会等はこちらの審査会になります。具体的なスケジュールは、横型につくられているスケジュール案ということで、こちらをごらんになっていただいたほうがわかりやすいのかなと思います。25年度中の見直しを検討をしてございますが、やっていく中で、大きな問題云々ということで、この時間内に終わらないということも結果としてはあるのかもしれませんが、まずは私たちはこのスケジュールに沿って動かしたいというふうに考えているところです。

まず、審査会の開催スケジュールとしまして、毎年行っている審査会があるんですが、それが7月と、あと3月に入っております。これが通常の例年行っている審査会です。それぞれ評価であったり、あるいは本日のように審査を行うといったことがメインとなっております。それ以外に、今回見直しの関係を中心に行う会議としまして、6月、8月、10月、2月と置いています。7月と3月の審査会につきましても、必要があれば、あるいは時間的な余裕があれば、こちらの見直しの案件についてもお時間をいただきたいなということになっているところです。こういった形で審査会を行うんですが、10月までの審査会の検討で、答申案のほうまでお願いをしたい。11月にそれを事務局のほうで書類をまとめて、皆さんのほうとやりとりをしながら答申としてまとめて、市長のほうに検討の結果を報告をしたいと思っています。市のほうはそれを受けまして、行政の計画案、改正案としましてパブリックコメントにかけるといった手続を考えております。パブリックコメントをかけた結果として、もう一度この審査会のほうで、そのことについて審議が必要であればということで、2月のほうの会議を想定をしているところです。場合によりましては、2月の会議のほうは開催されないということもございます。これが条例改正の大きな流れになっております。

同時に、一番最初にしなければならないのは、こういった市民参加条例見直しの検討ポイントと書かれた裏表の一枚ものがあるんですが、これもあくまでも事務局のほうで用意したもので、一つのまさに本当に視点といいますか、ポイントでしかすぎません。これ以外にも当然あるのかもしれませんが、それも含めて今後お願いをしたいんですけれども、こういったことを整理していくと、先ほど言った条例改正に伴うだけでなく、ガイドライン等の作成ということでもって出てくるんですが、それにつきましては、同じく先ほどのスケジュールのほうで一番下のほうに書いてあるんですが、この審査会の議論と並行しまして、ガイドラインのほうを整備していくということで考えていましたので、7月から10月ぐらいいにかけてガイドラインの形

をつくりたいというふうに考えているところです。こういった手続を踏まえまして、26年の3月に議会提案をするという計画となっております。以上です。

【山岸会長】 どうぞ、御意見あればおっしゃってください。

【出石委員】 今は市民参加条例の見直しについての審査のほうですよ。中身ではなくてね。

【福本課長】 そうです。はい。

【出石委員】 審議ではないですね。

【山岸会長】 それじゃ。

【福本課長】 ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。では、引き続き先ほどこちよつと話をしましたが、この検討ポイントということで、簡単に、ちよつとお時間がありますので、簡単に御説明させてください。これはあくまでも、これまで運用してきた中で気づいた点云々等を書きとめたものです。委員の皆様からすると、抜けがあるかもしれませんが、それをまた次回以降改めて御指摘いただきたいと思ひます。

まず、この表の見方なんですけど、一番左の対象区分のところは、条例で、どこに載っているのかということ。それに対して見直しすべき点、考えるべき点、ポイントって何だというのがその隣です。その隣の審査会での経緯というのは、審査会のほうで何かそこについて具体的に議論がされたかどうかということをごここに載けたものなんですけど、ごめんなさい、これ、もしかするとほかにもかなり出ているんだと思ひますが、ちよつと現時点ではまだ資料としてきちんと精査したいということで、空欄が多くなってごひます。一番右の対応につきましても、これはあくまでも事務局のほうで考えた対応の仕方です。一番上を見ますと、規則、逐条解説ガイドラインとなっていますが、仮に市民参加の適切な段階とはどの段階かといったことが、条例上ははっきりしないんですけど、これを仮に何らかの文字にするときに、それが規則なのか、逐条解説なのか、ガイドラインなのか。ここには条例とは載っていませんが、それぞれポイントによって改めるべきところ、明文化するところが違ひのかなといったことで事務局の考え方として示したものだということでごひます。ここまでよろしいですか。

では、これは後ほどお時間があるときに条例と突き合わせながら見ていただくのが一番わかりになるのかなと思ひますが、まず主なところを説明いたしますと、条例の7条、市民参加の対象です。一番上、1項各号の明確化もしくは再規定というふうにごひます。それ以降の1項1号基本計画云々、1項2号云々というのは、同じことを改めてもう少し細かく言っているといったところなんです。これは簡単に言ってしまうと、やはり解釈上不明確な部分があるというのが1点。あともう一つ、そもそも対象として認めるのか認めないのか、含める

のか含めないのかというものです、これまでの議論の中でもやはりありましたので、それを整理したいということです。その場合には、基本的には条例の見直しがまずは必要なのかもしれないということです。と同時に、その解釈をきちんとするためには、逐条解説のほうを整理をしたいと考えているところです。

続きまして、条例の8条、市民参加の方法なんですが、1項、複数選択して実施とありますけれども、例外規定は必要ないのかという形です。これは出石委員からも再三にわたってこういったような考え方もあるんだよといったことを御指摘されていますので、これもぜひ御検討いただきたいなといったところです。仮にこれが見直しをするのであれば、これは条例事項になりますということです。

4につきまして、上から3番目、新しい市民参加手法の位置づけを明確にしたいということです。今、条例のほうにパブリックコメントですとかワークショップ、あるいは公聴会云々というふうに書かれているんですね。それを最近の状況に合わせまして、もう少し広げる必要性はないのだろうかといったところです。実際にはもう既に運用上、この調書のほうでも市民討議会ですとか、新しいものが追加されてございます。そういった関係で必要があれば条例のほうの見直しをしたいというところでございます。

あとのものは、基本的にはどちらかというともう少し本質的な部分ではなくて、運用上ははっきりしないところをはっきりさせたりですとかということなのかなというところで、規則であったり、あるいはガイドラインといったことで考えていきたいというところです。ちょっと一つ一つが細かく説明できないので、これちょっと改めまして事務局のほうでもう少し言葉を足したものを改めて皆様に後日お届けをしたいと思います。簡単な説明ですけど、以上です。

【山岸会長】 何か全体でも御意見あればと思いますが、今、改めて確認する必要はありますか。ないですね。

【福本課長】 そうですね、まずはお持ち帰りいただいて、しばらく次まで若干お時間がありますので、皆さんのほうでこういったものも参考にしながら、見直しといった観点から条例をもう一度おさらいをしていただけたらなというようなものでございます。

あと、今回の件で、例えば皆さんでここで集まって勉強会というのをできるのが一番いいんだと思うんです。ただ、皆さん忙しい中で、それを設定するのは多分難しいと思いますので、もしここまでの経過ですとか、あるいは現在の条例の実際の運用上の問題、あるいは条例に書かれていること、これどういうふうに取り取るんだろうというところで、疑義があるのであれば、私どものほうに遠慮なくおっしゃってください。ちょっと勉強したいんだということであ

れば、お時間のほうセッティングできると思いますので、それは単体、各委員お1人でも構いませんし、例えば調整してもらってセッティングしても構いません。条例改正について、審議する時間がそんなにあるようでないので、そういった手続も、もしかすると必要になるんじゃないかなと思いますので、積極的に動いていただけたらなと思います。

【山岸会長】 長い時間ありがとうございました。これで終了したいと思います。

【福本課長】 すいません。お昼にかかってしまって、申しわけございませんでした。ありがとうございました。